

アフガニスタン：
未だ攻撃にさらされる女性達 - 組織的保護の欠如

アフガニスタン
ストップ！女性への暴力

はじめに

「現時点でより緊急性の高い問題が多いので・・・政府関係者は女性の人権問題にまで手が回らない。優先順位の問題である。」

カンダハール州知事

アムネスティ・インターナショナルインタビューより、2004年9月13日

「今日、女性はアフガニスタンで重要な役割を果たしています・・・もちろんアフガニスタンの女性は様々な困難に直面していますが、少女は子供のうちに結婚したり、あるいはもめごとの解決手段として結婚させられています。このような慣習は残酷で、私たちの宗教に反し、容認することはできません。」(1)

ハーミド・カルザイアフガニスタン大統領、国際女性デー、カブールにて
2005年3月8日

世界中で女性は、平和時も紛争時も日常的に暴力の犠牲となっている。加害者は国の役人、武装した敵対グループ、または家族を含む個人であるかもしれない。アフガニスタンにおける女性および少女への暴力は広範囲におよび、暴力という現実またはその脅威を免れ得る女性はほとんどいない。アフガン女性や少女が生きていく上でのリスクには次のようなものがある。武装した個人による誘拐とレイプ、強制結婚、もめごとの解決または借金のかたとしての人身売買、国の役人を含めた社会のあらゆる分野からの日常的差別など。伝統および宗教の名で発動される厳格な社会の掟は、女性による基本的人権の行使の否定を正当化する為に利用され、その結果、一部の女性たちは投獄され、死刑に処せられる場合さえある。逃亡することで抵抗しても、当局は彼女たちを刑務所に入れるであろう。

アフガニスタンは長年の内戦を終えて再建途上にあるが、何十万人もの女性と少女は依然として夫、父親、兄弟、武装兵士、二重の法システム、警察や司法組織などの国家機関による虐待に苦しんでいる。アムネスティ・インターナショナルが聞いた報告によると、強制結婚の数が増加しており、厳しい状況に置かれた女性が極悪な状況を免れる為に自殺したり、その窮状に注意を引く為に焼身自殺を図ったりしている。(2)

夫、兄弟、父親は家庭における主な加害者であるが、社会的支配と彼らが行行使する権力は、国家あるいはシェーラ、ジルガなどの非公式な法システムの権力によって強化されている。(3) 派閥または軍の兵士もまた暴力行為に責任を有している。女性は家庭において家長制度を支える役割を担っており、暴力を働くこともあるかもしれない。しかし社会では、男性が女性に対して圧倒的多数の暴力行為を行っているのである。

女性に対する暴力はコミュニティによって広く容認され、広範に行われている。それは政府や司法という最高レベルにおいても容認されている。虐待者が起訴されることはほ

とどなく、起訴されたとしても加害者は容疑を晴らすことができ、あるいは非常に軽い罰で済まされる。そのような暴力に対しては加害者への免責が存在するように思われる。当局は、申し立てを受けた暴力行為、レイプ、殺人、女性の自殺について調査を行うことはほとんどない。レイプを報告した女性は監禁され、ジナの罪を犯したことで訴えられることになる。(4) 法律は女性を差別することが多く、そうでないにせよ女性の権利保護には適さないものである。

国際法はアフガニスタンに対して、人権侵害を止めること、国家機関のみならず市民または民間グループによって行使される暴力からも女性を保護する義務を課している。国際人権基準のもとでは、拷問、恣意的拘束、生存権の侵害、法律・警察機関・慣習による差別が行われた場合、国家が説明責任を有する。国家は、平等・生命・自由・安全に対する権利や、差別や拷問、その他残虐で非人道的なまたは品位を傷つける取扱いからの自由を含む、女性の権利を保障する為に相当な配慮を行わなければならない。国家はこれらの権利を保障し、これらの権利の侵害から女性を保護する為の法律、政策、計画を保持し、権利を侵害された女性には賠償と補償を提供しなければならない。国家が女性への暴力を終わらせる為の広範な努力を怠った場合は、国家は自分自身の行為だけでなく、武装グループ、非公式な法メカニズム、家族などの個人が行った他の行為についても説明責任を有する。

およそ 30 年にわたる法と秩序の欠如を修復するという難問はアフガニスタン全域に広がる不安定さに表れており、特に広範な女性に対する暴力はそうした困難を示している。不安定な環境は不平等と差別を助長し、法の支配には未だ抜け穴がある。それに対し、伝統や慣習、掟は、社会秩序を隅々にまで行き渡らせるという既存の役割を維持する為に変化に対して大きな反発を示しており、女性への暴力に対する男性支配社会の理解に関して気がかりな問題を提起している。

しかし、女性に対する暴力と戦うことが必要であるという認識は、アフガニスタンに根付き、支持を集めつつある。台頭する女性の人権擁護家のネットワークは、都市部と地方で女性の権利アジェンダを進めている。一部の女性は、主に都市部で、少数ながら進んで立ち上がり、特に家庭における暴力を地域のアフガニスタン独立人権委員会(AIHRC)に報告し始めている。主として都市部における家庭内暴力の犠牲者は彼女たちの権利、特に離婚する権利を行使し始め、女性保護の問題に国の注意を引くことに貢献している。

本報告では、女性と少女の権利を尊重、保護、遂行する上での国家の失策に焦点を当てている。本報告は、アフガニスタンにおける女性への暴力と虐待に関する包括的研究ではない。これは、現在の政府とその機関による女性の権利の尊重、保護、遂行に関する能力の欠如および時に見られる意志の欠如を強調する為の事例を挙げるものである。ここには、強制結婚および未成年の結婚、性的暴力、精神的・肉体的健全さを保つ権利の侵害、生命と自由の剥奪、移動の自由の否定、現前する拷問と虐待のリスクを含む、アフガニスタンの女性と少女に行われている虐待が記録されている。

アムネスティ・インターナショナルは、女性が国家機関、地域の構成員、非公式な法システム、家族による暴力などから確実に解放されるように保障することを国家に求め、また国家が加害者に説明責任を課すよう要請する。

またアムネスティはアフガニスタンに援助を提供している国際社会に対し、アフガニスタン政府が、女性の権利の実現を踏まえて国家を再建する為に継続的な努力を行い、そのプロセスにおいて女性への犯罪を終わらせることを奨励し、支援するよう要請する。

アフガニスタンは、留保なしで女子差別撤廃条約（CEDAW）および市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）、子どもの権利条約（CRC）その他の関連する人権条約を批准した。国内法と慣習をこれらの国際条約に一致させることはアフガニスタン政府の義務である。政府はとりわけ、これらの条約と矛盾し、特に女性の人権を侵害する慣習や宗教的慣行を禁止する責任がある。

女性に対する暴力の撤廃に関する宣言によると、

国家は、女性に対する暴力を非難すべきであり、その撤廃に関する義務を回避する為に、いかなる慣習、伝統または宗教的配慮をも援用すべきではない。ジェンダーに基づく暴力を撤廃する為に、この宣言は国家に対して、『女性への暴力に関与することを控えること』、そして『これらの行為が国家によってなされるか私人によってなされるかを問わず、女性に対する暴力行為を防止し、調査しおよび国内法に従って処罰する為に相当の注意を払うこと』を要請している。(5)

本報告の為の調査

本報告は、アムネスティ・インターナショナルの国際的キャンペーン「ストップ！女性への暴力」の一環である。このキャンペーンは、国家が女性に対する暴力を終わらせる為の国際的・国内的責任を果たすことの必要性を強調するものである。国家とコミュニティに対し、暴力を行使せず、他者が行う暴力を阻止し、法律・慣習・慣行における差別を終わらせるよう要請する。女性が司法にアクセスし、女性の権利を実現できる安全な環境を築き上げることは、国家の責任である。

アムネスティ・インターナショナルは、2004年2月、8月、9月に、本書の為の調査を行った。調査員はカブール、ヘラート、カンダハール、マザリシャリーフを訪問した。インタビューはマザリシャリーフ、カンダハール、カブールで拘束されている女性、州の代表者、司法・警察・行政・検察官、女性省（MOWA）、司法省、内務省、教育省、文化・情報・エルシャドイスラム（Ershad-e Isrami）省に対して行われた。カブール、カンダハール、ヘラート、マザリシャリーフでは、女性とのフォーカスグループセッションが行われた。わずかな事例だが、これらの地域全てで、アフガン男性と女性がアムネスティ・インターナショナル代表団とのジョイントフォーラムで自ら進んで話をした。これらの4地域では、アフガニスタン独立人権委員会（AIHCR）の支局スタッフにアムネスティ・インターナショナルは突っ込んだインタビューを行った。また、国連アフガニスタン支援ミッション（UNAMA）、国連女性開発基金（UNIFEM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、支援国政府、非政府組織（NGO）の代表にもインタビューを行った。

女性に対する暴力というデリケートな問題について情報を集めることは困難な仕事であることが明らかになった。アフガニスタンの政府やNGO、国際政府間機関（IGOs）と話をすることは比較的容易である一方、女性犠牲者との直接インタビューにはより多くの問題が伴うことが判明した。インタビューを受けた女性の一部はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対して女性への暴力は過剰であると述べたが、大部分の女性は自らの経験を暴力として認めたがらず、暴力は蔓延し、日常的になっていると指摘した。女性が人権に関する懸念を抱いていることに気づいていない男性もいた。

アムネスティ・インターナショナルは、アフガニスタン独立人権委員会（AIHCR）がスタッフの協力を惜しまず、前述都市での情報入手の際に貴重な支援を提供し、カブールお

よびカンダハールの女性刑務所の訪問を調整してくれたことについて感謝の意を表明する。

我々は、アフガニスタンにおける全ての個人と団体、国内的・国際的組織に対して、素晴らしい洞察力、時間、知識を提供してくれたことに感謝する。アムネスティ・インターナショナルはとりわけ、我々が彼女たちの苦境と苦しみに焦点を当てることを勇敢にも許可し、名目のみの自由しか得ていない数多くの犠牲者、女性、少女たちに感謝する。

女性に対する暴力

女性に対する暴力の撤廃に関する国連宣言（6）は、第1条で次のように述べている。

『女性に対する暴力』とは、性に基づく暴力行為であって、公的生活で起こるか私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的若しくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、または、なるおそれのあるものをいう。」

国連女性差別撤廃委員会によると（7）、ジェンダーに基づく女性に対する暴力とは、「女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力」を意味する。

女子差別撤廃条約は女性への暴力について何の言及もしていないが、この暴力に関する現代的理解では、その背景を大体において継続的で広範に及ぶ女性への差別および日常生活における従属関係に置いている。条約の履行を監視する国連の団体である、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する委員会は、以下のように説明している。

「一般国際法又は人権条約に基づく人権および基本的自由の女性による享受を害し又は無効にするジェンダーに基づく暴力は、条約第1条が意味する範囲内の差別に該当する。これらの権利および自由は、次のものを含む。

- (a) 生命の権利
- (b) 拷問又は残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けない権利
- (c) 国際的又は国内的武力紛争時における人道法上の規範に基づく平等な保護に対する権利
- (d) 身体の自由および安全に対する権利
- (e) 法に基づく平等な保護に対する権利
- (f) 家庭における平等に対する権利
- (g) 到達可能な最高水準の身体的および精神的健康に対する権利
- (h) 公正かつ良好な労働条件に対する権利」 (8)

これは、女子差別撤廃条約の締約国において女性への暴力を阻止、停止、処分する為の相応な配慮がなされず、ジェンダーに基づく女性に対する暴力に、その締約国自身による暴力も含まれる可能性があることを意味している。

アムネスティ・インターナショナル、アフガニスタンにて

前回（2002-2003）、アムネスティ・インターナショナルの報告は刑事司法システムの再建に焦点を当てた。その際の報告書「アフガニスタン：誰も聞いてくれない。誰も人間として扱ってくれない。」（*"Afghanistan: No one listens to us and no one treats us as human beings"*）（ASA Index ASA: 11/023/2003）では、司法システムにおける女性のニーズと待遇について調査した。ほぼ二年後に、アムネスティ・インターナショナルは、司法、治安、

救済策が女性に関しては依然として未解決の問題であり、女子が保護を求め、保護を獲得し、主要司法機関からの救済を得ることには大きな障害があることを知った。

相当な配慮 (Due Diligence)

国家は女性への暴力を阻止し、それが生じた場合にはその暴力について調査し、処罰する為の適切かつ有効な行動を取らねばならない。さもなければ国家は自らがそうした暴力に対して責任を問われることになる。これは「相当な配慮」の基準として知られ、非国家主体による権利の侵害から個人を保護する責任を果たす為に国家が取るべき行動を規定している。

国連女性に対する暴力に関する初代特別報告者ラディカ・クマラスワミは、国家にはとりわけ下記の義務があると述べている。

「国家は女性の人権を促進および保護し、「相当な配慮」を実行しなければならない：

(a) 家庭、職場、地域、社会においても、拘禁中も紛争時も、あらゆる形態の女性に対する暴力行為を阻止し、調査し、処罰すること。

(b) 女性の社会的地位を向上させ、経済的自立を強化し、全ての権利と基本的自由を保護し、またそれらを完全に享受できるようにする為のあらゆる手段を講じること。

(c) 女性への暴力を非難し、そのような暴力の撤廃に関する義務を回避する為に、いかなる慣習、伝統または宗教的考慮をも援用しないこと。

(d) 情報の普及、法的リテラシー、キャンペーン、および法律、司法、保健にかかわる人員のトレーニングを含め、暴力の防止を目的とする法的、教育的、社会的、およびその他の方法の創設・利用の為の努力を強化すること。」(9)

国際法における国家の義務は、その代理人が暴力を行使しないようにするという限定されるものではない。アフガニスタンの場合、国家は、非国家主体によるそのような暴力行為、例えば暴力的な夫、敵対グループ、地域の非公式な権威者が行使する二重の法システムによる虐待が行われることを防止し、加害者を処罰する為の有効な手段を取らなければならない。非国家主体 (non-state actors) という用語は、武装した政治グループを含む場合もある。(10)

アムネスティ・インターナショナルは、アフガニスタンが長年の紛争から立ち上がり、国家機関を再建し、法の支配を確立する上で多くの難題に直面していることを認識している。しかしそのような状況においても、国家機関が女性に対する暴力の訴えや脅威に応じて効果的かつ適切に対応を実施できないこと、また加害者を司法の場に連れ出せずにいることは、女性への差別と暴力の蔓延を継続させていることになる。警察は女性に対する暴力の加害者を調査、告発しないことが多い。女性は、加害者への不平を言うことを奨励されず、家族の「不名誉」を明らかにすることを恐れ、加害者や親戚からの報復を恐れる。女性は国家からほとんど何の保護も受けられず、裁判所が加害者を有罪とし、刑をもって処することはまれである。攻撃、レイプ、殺人の責任は女性にあるとする裁判官の伝統的態度は、法の管理者が法を支持しないというショッキングな事実を示すものであり、女性への暴力をおおむね容認する姿勢に影響を与え続けてきた。国家機関が女性の権利を保護せず、虐待の加害者を裁かないことは、女性への暴力に対する当局の無関心さや、時によってはそうした暴力に対する国家によるあからさまな是認が存在することを示唆している。

アフガニスタンは、女性に対する差別と暴力に対して立法措置を取り、刑罰を課すことよってのみ相当な配慮を実行すべきではない。国家はさらに、国の職員のトレーニング、女性の権利を保護する為の政策とメカニズムの採用を含む包括的な方策を取り、何らかの暴力を受けた女性が確実に法律と司法関係者にアクセスでき、彼女たちのニーズに最良の形で応えられるようにするべきである。

今も続く暴力の文化

女性や少女への暴力、その他の人権侵害はアムネスティ・インターナショナルや他の人権団体によって報告され、文書化されている。2000年、女性に対する暴力に関する特別報告者は人権委員会に提出された報告書において、「世界の多くの国で女性差別につながる行為を許容するようなことはあるが、一部の国では差別が政策にさえなっている。アフガニスタンにおいてタリバーンが支配する地域では、女性差別は正式に是認され、女性の人生のあらゆる部分に浸透している」と述べた。(11)

タリバーンはもはや権力に就いていないがその文化的遺産は残されている。アフガニスタン独立人権委員会(AIHCR)の弁務官であるナデル・ナデリーは、「女性に対する暴力のサイクルは未だに続いており、それは女性への暴力の文化を生み出したアフガニスタンの長い歴史における負の慣習から発せられている」と述べた。(12)

女性は、長い間続いてきた流血の内戦時代から様々な暴力に苦しんできた。(13)多くの女性は、1979年から2001年の間、様々な政権の直接的または間接的関係者によりレイプ、誘拐、殺害された。(14)ある女性は特定の宗教または民族グループに属している為に襲われた。また、別の女性は武装グループのメンバーとの結婚を強要された。女性は、身体的安全、移動の自由、結社、教育、健康、雇用の自由、同意に基づいて配偶者を選ぶ権利などを常に否定された。

2005年4月および5月、アフガニスタン北部で起きた異なる二つの事件で四人の女性が殺害された。4月下旬、アフガニスタン北西部バダクシャンで29歳のアミナは違法に殺害された。地域のウラマー(宗教評議会)が彼女に姦通罪で石打ちによる「死刑」を宣告したが、実際の殺害は家族によるものとの疑いがある。(15)

2005年5月初旬、バグラーン州のプルクムリで3人の女性が死体で発見された。犠牲者はレイプされ、絞殺されたと報告されている。死体の側にはノートが残され、アフガニスタンのNGOとの関連が疑われているが、正確な動機は不明である。これらの殺人事件についてアフガン当局が調査を開始するという歓迎すべき動きがあるものの、司法に持ち込まれたどちらのケースについても加害者は明らかになっていない。

過去26年間における周期的な平和と政権交代にも関わらず、暴力と差別という高いリスクが女性の生活に付きまとうというのが変わらないアフガニスタンの特徴であった。

女性を取り巻く政治環境と治安環境

アフガニスタンは依然として国内の武力紛争に直面し続けており、脆弱な政府によって統治されている。2001年12月に締結されたボン合意は紛争から平和へと移行する下地を固め、国際的な支援が正式に終了することを示唆していた。ボン合意は説明責任の問題について大まかに盛り込んでいたが、女性に対する行為を含む罪を犯した者を取り締まるメカニズムについては明確に言及していない。2002年6月に緊急ロヤ・ジルガが開かれ、任意に選出された国民の代表者たちは、暫定政権を統括する人物としてハミード・カルザイ氏を選んだ。(16)2003年12月には草稿段階にある憲法について議論を行うことを目的とした憲法ロヤ・ジルガが開かれたが、選出された代表者たちの嫌がらせや脅迫行為についての報告書が出て、このロヤ・ジルガは台無しになった。ファラー州の代表で25歳の女性マラライ・ジョヤは強迫や脅しの被害にあったが、彼女はその出来事の前に、以前ムジャヒディンに関わった者たち数人を批判し、彼らがアフガニスタンの破壊において果たした役割について非難の声を上げている。2004年10月、ハミード・カルザイは大統領に選出さ

れたが、これは画期的な出来事で、非常に平和的な大統領選であった。

国会と地方議会の選挙が2005年9月に行われる。ボン合意や憲法によれば、国会が開かれることは暫定政権の終わりを意味する。しかしながら、圧倒的多数のアフガン女性はつらい仕事を背負わされ、危険な生活環境や不十分な女性保護制度に直面し、慣習的な規範や宗教的規範の厳格な解釈に従うことを強要されている。2005年3月、コフィ・アナン国連事務総長は次のように述べた。

「女性や子供の地位が向上しているとはいえ、全般的な改善にはむらがある。不安定な治安状況と伝統的・社会的・文化的規範が、女達の希望と社会生活における少女の役割を制限し続け、彼女たちが自分の権利を十分に享受することを否定し続けている。」(17)

ここ何十年もの間女性は、政治的・社会的生活のあらゆる面でほとんど疎外された状態であったが、現在ではそれとは対照的に、様々な場面で前進が見られる。2004年1月には新憲法が採択され、「アフガニスタンに市民権を持つものは男女の区別なく、法の下に平等の権利を持つ」(第22条)と宣言している。さらに新憲法は国会上下両院における女性議員の最低数を定めており、下院では全体の27パーセントの議席が女性に割り当てられている。女性が初めて大統領選に立候補したのは2004年10月である。2005年1月には、州知事に初めて女性が任命された。国家人権委員会の代表は女性である。数が少なく、意志決定権も持たないものの、刑事司法分野で女性が雇用されている。活動的で精力的な市民社会が形成されつつあり、そこには女性が積極的に関与している。様々な分野における女性の関与に改善が見られる。2004年には女性の40パーセント以上が選挙民として登録された。学校に通う少女が増え、女性は家族の許可が必要であるとはいえ、仕事を探すことが正式に認められた。女性の雇用先は、主に国際機関や政府機関に集中している。

アフガニスタン政府は、女性の権利と男女平等の実現に向けて、徐々にいろいろな手段を講じてきた。2004年3月下旬のベルリン会議でアフガニスタン政府は国際的な支援国に対し、アフガニスタンの再建における女性の関与を促進させ、政治・社会・経済の分野で権利の平等を確立する為に政府が果たすべき措置について概説している。男女の平等を促進する為の具体的な方法として、専門の担当部署が農村地域復興・発展省(Ministry of Rural Rehabilitation and Development)内に設置された。(18)省庁間の特別委員会が創設され、女性に対する暴力と戦う任務を負っている。関係する省が共同でこのような女性に対する暴力の根絶を意図した宣言に署名し、カルザイ大統領に提出した。(19)女性省(MOWA)は女性の為の国家行動計画を開発する為に、様々な省と協議を始めた。現在女性省は、女性の為の国家政策を、最近起草されたより大きなアフガニスタンの国家開発戦略へと統合しようとしている。(20)

確かに実質的な国家レベルの政策が数多く存在し、どれもアフガン女性の地位向上を目的としているので、アムネスティ・インターナショナルはこれらを非常に歓迎している。しかし依然として重大な制約が残っており、それは、アフガン人、特にアフガン女性が行動を起こそうとした時に、身の安全が保証されないということである。人々が自由に声を上げられるような風潮は乏しい。政府は徐々にアフガニスタン国内における統治領域を拡大しているが、未だにアフガニスタン全域の掌握には至っていない。地方の有力者が指揮を取っている私的な武装集団が今も事実上の影響力をもち、派閥闘争を続けている。政府への忠誠を誓ったにも関わらず、地方の役人はアフガニスタンの多くの部分をその支配下に置いている地方の武装リーダーと密接な関係を持っていると言われている。

多くの国際機関は、治安の悪さ、そしてそういった不安定さに対するアフガニスタン政府

の不十分な対応を明るみに出している。(21) 国際安全支援軍 (ISAF) の権能は国連決議 1563 の下で拡大され、それは次のように規定されている。

「他の都市部やカブール以外の地域へも国際安全支援軍を順次拡大。」(22)

しかしながら、NATO が小規模のチームを創設する方針を打ち出したことにより地域復興支援チーム (PRT) という 30~80 人の兵士からなるチームが編成されたにも関わらず、しかもそれらのチームは主要な地方都市に配備され、また国際平和と安全に対する脅威がアフガニスタンに引き続き存在するという国連決議 1563 の明白な記述があるにも関わらず、国際安全支援軍 (ISAF) には市民を守る権限が委託されていない。(23)

武装集団の武装解除が、アフガニスタン新生計画 (ANBP) と国連開発計画 (UNDP) の後援で全国規模で始まった。武装解除は最初はゆっくりとしたプロセスだったが、徐々にそのスピードが加速されてきている。しかし武装解除の戦略は不正規軍を取り込むことに失敗し、それらの不正規軍は今でも武器を振り回して武力や影響力を維持している。除隊させたり武器を取り上げたりといった努力にも関わらず、武器は依然としてアフガニスタンの生活における必需品であり、アフガニスタンの一般の人々や軍閥のあいだで大量に流通している。

タリバーン政権崩壊後、女性を取り巻く状況に全般的な改善が見られたにも関わらず、アムネスティ・インターナショナルはフォーカスグループの女性や少女とのインタビューを通して、彼女たちは自分たちが置かれている状況はほとんど変わっていないと感じていることを知った。カブール、カンダハール、ヘラート、マザリシャリーフの女性とのインタビューは、誘拐やレイプ、性的暴力とそれがもたらす恐怖に対する女性の傷つきやすさを浮き彫りにした。アムネスティ・インターナショナルの代表団に女性たちが語ったところによると、

「私たちの最近の心配事は、少女を含む子供たちの身の危険です。カルト・スー (Karte Se、カブール内の地区) で生徒や先生が行方不明になったという話を耳にしました。彼らのほとんどは 18 歳未満です。もし少女が 18 歳以上なら、周りの環境にもっと注意を払います。政府も保護策を講じるはずですが、誘拐犯の中には刑務所に行く者もいますが、もしそうなくても賄賂を払えば外に出られます。」(24)

「私はここカブールで勉強したいけれど、カブールは好きではありません。また戦争が起こるのではないかと心配です。ここには安全なんて存在しません。自分が住んでいる地域にいても安全ではないと感じることが時々あります。私はただ身体的に安全だと感じたいだけなのです。イランでは身体的安全を感じることができました。私は一人で歩きたいのです、ボディガードと一緒にではなく。私がここで必要としているのは、まさにそのことなのです。」(25)

「私たちは、ここには安全がないと感じています。学校も閉鎖されるでしょう。タリバーンは何でも出来るのです。学校は最近休みになったり再開したりを繰り返しています。危険なので、親は娘を学校に行かせていません。」(26)

女性は紛争の間もその後も、眼に見えない形で暴力の影響を受けている。アフガニスタンでは、タリバーン政権の崩壊とともに公的には争いごとが無くなったかもしれないが、派閥による暴力や反政府攻撃、国内外からの援助活動従事者を標的にした暴力は、アフガニスタンは未だに紛争状態にあることを示している。

女性の人権状況に関して大きな改善は見られていない。戦前戦中に制度化された差別の習慣は今も消えることがなく、中にはさらに酷くなっているものもある。不安定な環境がこ

れに拍車をかけている。アフガニスタンのこのような状況を踏まえると、紛争中に起きた暴力は、女性たちが紛争以前にも苦しめられてきた差別や虐待、男女間の不平等な力関係の極端な表れであったと言える。

そのような態度が、女性に対する家庭内暴力やレイプ、その他の性的虐待を容認する風潮の蔓延につながっている。結婚相手を選ぶ女性の権利は抑圧され、家庭内の男性が決定権を持っている。彼女たちは今も誘拐されたり強制的に結婚させられている。若年での結婚や出産はありふれたことである。血縁関係のない男女が交流することは禁じられており、女性の様々な機会、とりわけ高等教育、職場、公式・非公式な司法メカニズムにアクセスする機会を大きく阻害している。このような機関は現在もほとんど男の独占状態であり、女性はそこから隔離されている。

暴力の性質と規模

アムネスティ・インターナショナルがアフガニスタンで行った調査では、インタビューをした多くの女性が、女性への暴力を生活の一部として受け入れているという気がかりな事実を明らかにした。配偶者や男性の親族による家庭での暴力は、そうした暴力行為そのものを問題視するというよりも、その行為がどのぐらい残虐であるかが重要視されている。武装集団や武装した個人による暴力について話している時、女性たちは自分自身や家族の他の女性が受けた苦しみについて話すことに消極的だった。

レイプや誘拐という犯罪は、その犯人が必ずしも被害者と結婚しない為、家庭内暴力よりも極悪非道な行為と認識されている。このような見方は、女性を虐待的な関係の中にとどめておくよう強要することが社会的に受け入れられているということを示唆している。未婚のレイプ被害者に対しても同様の社会的な見方がある。家庭での虐待やその他の暴力に苦しんでいる女性や少女の数に関する統計は存在せず、それゆえ、暴力行為がアフガニスタン全体にはびこっているという事実を理解することを困難にしている。

事例による知識が社会に存在する暴力に関する最良の指標であり、それは組織的なデータ収集によって補完される必要がある。この分野をサポートすることが可能であるのは、財政援助や人材提供、データ収集環境の整備、公的支援ができる国家である。

女性に対する暴力の形態

強制結婚

「少女たちはノーと言うことができません。男たちは、女性は動物や人形と同じだと言い、彼女たちの手を取ってどんなことでもします。」(27)

強制結婚は、アフガニスタンが批准している条約を含む、国際人権法によって厳重に禁じられている。

市民的および政治的権利に関する国際規約（ICCPR）の第 23 条は、「婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意なしには成立しない」と規定している。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）の第 16 条はとりわけ以下のように規定している；

「1. 締約国は、婚姻および家族関係に係る全ての事項について女子に対する差別を撤廃する為の全ての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確

保する。

(a) 婚姻をする同一の権利

(b) 自由に配偶者を選択しおよび自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

強制結婚は見合い結婚とは対照的に、「両者の正当な了解なく、心理的虐待、感情的脅迫、家族や社会の強い圧力によって強制的に結ばれた婚姻」(28)とされている。極端な事例においては、それは身体的暴力、虐待、誘拐、拘禁、関係者の殺害を伴う。

見合い結婚は、南アジアだけでなく、南アジア出身者のコミュニティを持つ英国や欧州各国でも議論的になっている。

見合い結婚と強制結婚の違いに関する理解は必要不可欠である。カップルが仕事や学業を共にする中で出会ったか、あるいは家族や友達の紹介によって知り合ったかに関わらず、求婚を承諾する際に双方に強制力が行使されない限り強制結婚とはみなされず、法的に正当な婚姻である。両親にとって子どもの人生の早い時期から関与し結婚相手の選択の助けや助言を行うことは重要である。しかし、結婚への同意をどちらかから得る為に力が行使された場合、これは正当な結婚とは見なされなくなる。(29)

アフガニスタン国内法では、強制結婚は犯罪である。(30)しかし女性に対する根深い差別の為に、司法、警察、そして一般社会は強制的結婚を犯罪行為として扱わず、加害者に対して国家が刑事手続きに着手しないことが一貫した慣行になっている。

強制結婚の調査をアフガニスタンで行うことは特に困難である。(31)それらは南アジアにおいて広く受け入れられている伝統的慣習であり、またカップルが完全かつ自由に同意した見合い結婚と区別されなくてはならない。見合い結婚は、強制という要素が必然的に入るわけではないという点で概念的に強制結婚とは区別される。見合い結婚にも強制的要素が存在する場合があるが、必ずしもそれが伴うわけではない。その為両者の間には差異と共通点の両方が存在するが、見合い結婚と強制結婚は混同されるべきではない。

見合い結婚はアフガニスタンでは主要な、ほとんど唯一の結婚の形態である。しかし調査によると、大多数の結婚はある程度強制的であることがわかっており、女性省はその割合を80%と見積もっている。(32)アムネスティ・インターナショナルと面接した何人かは、ほとんど全ての結婚は強制によるものである、と信じている。

例えば、アムネスティ・インターナショナルの調査団が面接をしたある女性によると、

「教育を受けたカブールの人のみが自らの選択によって結婚しています。それ以外で結婚を自己決定している人は皆無です。」(33)

「女の子の結婚は両親次第です。もし女の子が恋に落ちれば、何代にも渡って家族の評判に傷がつきます。」(34)

マライは父親が彼女の結婚を決めた時、17歳だった。「私には選択権がありませんでした。私は結婚前は夫のことを全く知らず、彼は既に結婚していましたが子供がありませんでした。夫はその時53歳でした。彼は今70歳です。」(35)

独身でいることはアフガン女性にとって通常現実的な選択肢ではなく、また受け入れがたいことのようなものである。17歳のファティマはパキスタンから最近帰還したばかりである。「ア

「アフガニスタンを出たとき、私は3歳でした。私は20歳ぐらいで結婚したいです。20歳を過ぎたら結婚できなくなります。私はたくさん求婚を受けましたが、まだ結婚したくないです。それでも、結婚は必要なことです。」

アフガニスタンの人々は強制結婚の報告が増加していることについて様々な理由を述べる。借金の減免や武装集団・個人からの脅迫という要素が、家族が頼れるものがほとんど存在せず、また法の保護がほとんど保障されていない地域に存在することが、強制結婚の増加の主な要因であると広く信じられている。インタビューを受けたあるアフガニスタン人はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対して、貧しい家庭は借金から逃れる為に自分たちの年若い娘への求婚を受けていると述べた。加えて、無法状態および武装した個人への免責が、早期結婚が娘の安全と将来を保障する唯一の道であると家族に思い込ませる環境を作り出している。

武装した個人や集団の存在が、望まれない結婚の一因となっている。あるケースでは強力な影響力を持つ政府と派閥のリーダーが加害者を直接的に支援している。ヘラートにあるAIHRC（アフガニスタン独立人権委員会）は武装党派に所属する個人との結婚を強いられた多くの女性や少女のケースを記録している。ラヒマは幼少期に婚約させられた。(36) 彼女の婚約者は、ヘラートの元知事で強力な派閥のリーダーであるイスマエル・カーンの歩兵だった。彼女が彼との結婚を拒んだ際にイスマエルは、彼女の婚約解消の嘆願を却下したと報告されている。彼の命令によって、司法や他の手続きなしに、彼女は六ヶ月間投獄された。彼女は釈放された後、当局によって婚約者の家に送られた。アムネスティ・インターナショナルは元知事が彼女をその男と無理やり結婚させたとの報告を受けた。犠牲者は必死の思いでその環境から逃れようとして AIHRC の事務所を訪れ、自殺の兆候を示した。(37) AIHRC はラヒマが強制結婚の犠牲者であるとして裁判所に報告したが、裁判所は彼女の離婚を却下した。

強力な武装集団が警察と司法組織を支配しているアフガニスタンでは、国家による強制結婚の調査や犠牲者に対する正義が行われることはめったにない。武装した個人による強制的な結婚のケースは、犠牲者が家庭の外に出て報告しない限り明るみに出ない。ヘラート知事イスマエル・カーンの解任の後にラヒマは女性省に申し立てを行い、離婚の為に活動していた。女性省と AIHRC は、カブールで彼女がテレビに出演して自分の実情を明らかにする為の支援を行った。自分の苦境を公表したいというラヒマの望みは、イスマエル・カーンの脅威がなくなり、女性省や AIHRC のような人権団体の支援があったことで初めて叶えられた。アムネスティ・インターナショナルの知る限り、イスマエル・カーンおよびラヒマの夫に対する国側の対応は行われていない。

20歳のハナは地方裁判所に対して離婚の申し立てを行った。(38) ヘラート地区の住人である彼女は、四人の武装した男たちによって18歳の時に自宅から誘拐されたと訴えた。その加害者は、タリバーン政権の崩壊以前から彼女が自分の妻であったと申し立て、離婚に異議を唱えた。ハナは彼女の虐待者が彼女と力づくで結婚し、彼女が父親の家に避難するまでの3ヶ月間、無理やり同居させられたと主張した。彼女は警察に訴え、警察はAIHRCに事件を報告した。彼女の夫はヘラートから他の地域に逃亡したと言われている。アムネスティ・インターナショナルは町の検事が今まで何の対策もとらず、本件が未解決であることを2004年9月に知らされた。

起訴され審判を待っている他のケースもある。ヘラートの近隣地区出身であるナジアのケースもその内の一つである。(39) 後に地方知事のボディガードとなるグラム（年齢不詳）と結婚した当時、彼女は八歳だった。(40) 2000年12月に、ナジアは数年にわたって虐待

され続けた後、地方判事に家庭内暴力の申し立てを行った。虐待の証人を検事に提示した後、彼女は地方知事から脅迫された。それにも関わらず、ナジアは離婚の手続きを進めた。

(41) 2002年3月29日に地方裁判所は彼女に離婚を申し渡したが、彼女の夫は裁判所の決定を拒否し、控訴した。地方裁判所の決定の後、グラムはカブールの高等裁判所に控訴した。彼はもし高等裁判所が離婚を承認した場合はナジアを殺害すると脅迫した。その後、地域警察はナジアの義理の兄弟を逮捕し、地域の役人はナジアに対して夫の元に帰るよう言い渡した。AIHRCはナジアの離婚を承認する裁判所の決定に不服な地方の知事と会談した。またグラムはAIHRCに対して、ナジアの離婚が承認された場合に彼女を殺害すると公然と話した。

アムネスティ・インターナショナルが調べたところ、警察はナジアに対する脅迫に対して何の手立ても取っていない。またナジアの状況に対するさらなる情報は得られておらず、彼女の生命の危機はまだ去っていない。

武装集団による脅迫はアフガニスタン全域に広まっている。ナジアのケースは彼女が実際に裁判所に訴え、又裁判所が彼女の訴えを支持したという点において稀な事例である。アムネスティ・インターナショナルは、例え件数が非常に少ないにしても、女性が自分に対する暴力を報告し、場合によっては国家がそのケースを取り上げている事を評価している。警察の怠慢や地方行政職員の腐敗、犠牲者への保護措置の不足が大多数の女性に対する「二重の暴力」を生み出している。そうしたケースの正確な件数は把握されていないが、このような状況にある女性に対して司法制度が支援を提供できていない事を示唆している。これは、「人々が武装している時、私たちに出来ることは何也没有什么。武器がなくなった時、私たちは初めて動くことができます。」(43) というような、武装グループに対する消極的な姿勢によって助長されている。

児童の結婚

強制結婚の問題は児童の結婚と絡み合っている。児童が婚姻に自由意思で同意したとは考えられない為、児童の結婚とは本質的に強制結婚ということになる。女子差別撤廃条約の16条(2)には、「児童の婚約および婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定めおよび公の登録所への婚姻の登録を義務付ける為の全ての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。」と定められている。

児童の結婚は、国連子どもの権利条約19条および24条に規定されている性的搾取からの解放という子供の権利の侵害でもある。それ以外にも、早い時期の結婚により、子供は教育や健康の権利、そしてとりわけ重要なことであるが、自分の希望通りの生き方を決める自由という権利も否定されることになる。

都市部と農村部の違いや、民族の違い、経済状況の違いによって結婚年齢にも差があるようである。アムネスティ・インターナショナルの支部がカブールやいくつかの州都でインタビューした人の多くは、早期の結婚は主にアフガニスタンの農村部で行われていると強調し、抜け出すことの出来ない貧困が強制結婚増加の背景にあると考えている。

イランやパキスタンから帰還したアフガニスタン人の場合でも、早期の結婚やそれ以外の強制的な結婚が行われている。30歳のザイナブは10歳で結婚し、16年間イランに住んでいた。夫は結婚時に彼女の家族に70万イランリアル(約78米ドルに相当)を渡している。その当時、ザイナブの夫は20歳であった。結婚後6ヶ月目から、夫は彼女に暴力をふるい始めた。

「結婚後6ヶ月目に彼が私を殴り始めるまでは、結婚には問題がありませんでした。私は3回逃げようとしていました。1回目は自分の両親のところに行きましたが、夫が来て、私に戻るよう懇願しました。私は彼の元に戻りましたが、1ヵ月後、また暴力が始まりました。2回目もまた両親のところに行き、5ヶ月留まっていました。夫は武器を持って私の両親の家に来て、私が戻らなければ、と私の家族を脅しました。以来、夫は私を両親の所に行かせてくれません。1年間は良かったのですが、またも暴力が始まりました。1度など大きな石で私の頭を殴ったのです。」(44)

出生、婚姻、死亡を記録する為の統計的データは、全国規模でほぼ不在のままとなっている。地域社会で結婚の儀式を執行しているのは各地の聖職者だが、彼らが記録を取っているかどうかははっきりしない。聖職者たちは国によって任命され、イスラム指導省による研修を受けている。(45) アムネスティ・インターナショナルは、一方あるいは両方の当事者が未成年であるような結婚を地域の聖職者が執行する場合に、結婚が法に則って実施され、新婦あるいは新郎が婚姻最低年齢を満たしているか監督するのは国の責任であると考える。

アムネスティ・インターナショナルは、フォーカスグループや個人へのインタビューを通して、未成年での結婚が行われており、12～16歳での結婚が多いということを把握した。若くして結婚するのは少女たちで、教育もほとんど受けていない貧しい家庭の出身者が多いと一般的に考えられているというのが回答者の認識であった。ドイツのNGOであるメディカ・モンジャール(Medica Mondiale, MM)が実施した予備調査によると、児童の結婚についてのデータ不足が問題の規模を明確化する上で大きな障害になっているということである。この調査では、児童の結婚が、貧しく非識字の家庭に圧倒的に多いと考えられていることも明らかになった。(46)

女性省が2004年に実施した調査では、回答した女性の57%が16歳にならないうちに結婚しており、中にはわずか9歳だったという人も何人かいた。女性省は、子供の健康への影響や教育が受けられなくなること、出産・妊娠の繰り返しなど、早期結婚の悪影響を強調してきた。女性省大臣は「児童の婚姻は、社会に非常に悪影響を与えるものであり、アフガニスタンにおける深刻な問題のひとつだ」と述べている。(47) ユニセフの調査では、アフガニスタンの4つの州における妊婦死亡率が米国と比較して130倍という結果が出ている。(48) アフガニスタンの保健大臣であるモハメド・アミン・ファティミ氏は、「出産の合併症で毎日50～70人の母親が死亡している。これはアフガニスタンにとっては静かな津波のようなものである」と語っている。(49)

強制された未成年での結婚は、女性の人生における選択肢を減らして健康を損なうだけでなく、社会における不平等な力関係をも助長している。アフガニスタンの法律では、結婚が認められる年齢は女性で16歳、男性で18歳となっている。(50) これは先に引用した国際人権規約や女子差別撤廃条約の婚姻における平等についての定め反している。前述のように、子供たちが法律で定められている年齢よりも、かなり早い時期に結婚を強いられている状況についてアムネスティ・インターナショナルは懸念を抱いている。

貧困と強制結婚

長年続いた戦争による荒廃で、多くの家庭が借金を抱えたり経済的に困窮したりする状況に追い込まれた。アムネスティ・インターナショナルには、少女たちが家族の窮乏を軽減する為に結婚を強制されているという情報が伝えられている。早期の結婚は伝統的に珍し

いことではないと言われるものの、特に貧困家庭や都市部以外の地域では強制的な児童の結婚がますます一般化している。長年続いた戦争により悪化した極度の貧困、債務、地域の実力者による土地の没収、武装グループによる少女の誘拐の可能性を回避する必要性などが絡み合って、状況は悪化してきている。

アズラは9歳で結婚した。(51)彼女の母のハリマはアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「彼女の父はやむなくあの子を幼くして結婚させました。私たちは非常に貧しく、あの子を渡して1000 ラーク・アフガニーを受け取りました」(52)

マザリシャリーフにあるアフガニスタンのNGO、女性の権利と発展の為の女性団体の女性理事は、55歳の男性と結婚したマザリシャリーフのタシュクルガン地区出身の15歳のゾーラのケースをアムネスティ・インターナショナルに語った。彼女の家族は借金が返済できるだけの額を彼女と引替えに受け取っている。

ヘラートにあるゴルザーガー一時収容センター(GTC)のシェルターでは、ある強制結婚の犠牲者が、「父親がドラッグやお金と引替えに娘を売ったり交換したりすること。暴力で強制し、借金精算の為に娘を交換すること」というのが強制婚姻の定義だとはっきり述べている。(53)

16歳のヘーナは2004年8月にイランから帰還し、このシェルターで暮らしている。(54)ヘーナはアムネスティ・インターナショナルの代表団に対して、2004年に夫と子供が死亡して以来、彼女は自分の叔父とその家族と共に暮らしていたと話した。彼女は将来いとこの義父となる男性のもとに交換で送られ、結婚後間もなく逃げ出した。

アムネスティ・インターナショナルの代表団がマームダにインタビューした時、彼女は15歳だった。(55)マームダとその妹(12歳)は「単身女性」に分類され、2004年7月以来、GTCシェルターで暮らしてきた。マームダは結婚を強制された時には14歳で、彼女の父親は彼女の夫から200万イランリアル(225米ドルに相当)を受け取った。「私は結婚が嫌で泣きました。父は私を何度も殴り、私は結婚するしかありませんでした。夫は私のいところでした。夫と暮らし始めてから2ヶ月後、夫の暴力が始まりました。私は父のところに行きましたが、父は私を送り返しました。私は更に1ヶ月留まりましたが、夫からの暴力は止みませんでした。私はテヘランに逃げ、警察に保護されました。」

上記の証言は、男性優位社会の中で、女性や少女が尊厳や権利の点で男性と同等の存在ではなく、物として扱われていることを示している。

家庭内暴力

国連の女性に対する暴力特別報告者は次のように語っている。「女性に対する暴力一般、特に家庭内暴力は女性に対して抑圧的な社会を形成する柱となっています。女性に対する暴力が、広く定着している性別についての固定観念に根ざしているだけでなく、それを助長し、これまで女性が支配してきた唯一の場所である家庭で女性をコントロールする為に使われているからです」(56)

アフガニスタンでは、言葉の暴力や心理的な暴力、殴打、性的暴力、殺害など、女性に対する家族からの暴力が蔓延しており、教育から経済的機会の剥奪に到るまで広範囲にわたっている。暴力事例の多くが、幼い少女の婚約、未成年の婚姻、女性が習慣、伝統、あるいは名誉を毀損したことで罰せられる「名誉」の罪をはじめとする伝統的慣習と関連して発生している。

幼児期から、少女や女性は父親や夫の支配下に置かれ、子供の頃から自由に動くことも、夫を選ぶこともできず、経済的自立や社会的自立を主張することはほぼ不可能という状況にある。未婚・既婚女性の多くが虐待に耐えるという純然たる現実直面している。虐待からの脱出を試みても、必ず汚名を着せられて孤立し、場合によっては家を離れたことを理由に投獄されることになる。

国連女性開発基金は、家族や地域社会による更に深刻な暴力の背景にある文化的要因として、性的な二重標準、性別による厳格な役割分化、教育機会の欠如、女性の孤立、支援の不在、女性や子供に対する体罰を容認する地域社会のあり方、争いを解決する適切な手段としての暴力の容認があること明らかにした。(57)

ノーリアは自分の事例が公表されることを求めた。(58)彼女は自分に起こったことを人々に知ってもらい、自分が耐えた虐待、自分が経験した不当な扱いを強く訴えたいと考えている。ノーリアはアフガニスタン国家および各種の国家機関に、彼女や他の無数の人々が同様の状況で何に苦しんできたかを知ってもらいたいと考えている。

ノーリアは20歳で、アフガニスタン西部の出身である。彼女は16歳の時に間もなく結婚するよう言われた。その地域および彼女の家庭では、女性が16歳になっても結婚しないというのは、何か欠陥があり、問題がある証拠だと暗に考えられていた。彼女の家族は遠い親戚からの結婚申し込みを受け入れた。ノーリアは結婚に同意するか否かを尋ねられることもなかった。婚礼の日の夜、彼女のドレスの首回りが開き過ぎだと感じた夫のジアは彼女を平手で叩いた。その時以来、夫は彼女を殴ったり責めたりし始めた。彼の許しなく家を離れることは禁止され、全ての家事が押し付けられた。結婚8ヵ月後、彼女は妊娠したが、医者に行った帰りのノーリアに出会った夫は、家を出たことを責めて彼女に暴力をふるった。それがもとでノーリアは流産した。

彼女の父は、婚家を離れることは考えもしないよう言い、離婚は実家の恥になると言った。

ノーリアは再度妊娠したが、それでも夫からの暴力は止むことはなかった。彼女は流産することなく、臨月になって自宅で女の子を出産したが、夫は生まれたのが女兒であることに怒ってノーリアを殴った。数ヶ月にわたり、暴力は激しさを増していった。

子供が3ヶ月になった時、いつもの調子で怒った夫が子供を持ち上げ、部屋の向こう側に投げた。同日、夫が家を出ている時に、ノーリアは子供を抱き上げ、自分の両親の家に向けて発った。彼女の両親は夫の家に戻るよう言い、彼女を実家に受け入れてくれようとしなかった。両親が彼女とその子供が留まることを許してくれたのは暫くたってからだった。

ノーリアは1年間、両親の家に滞在していた。夫は会いに来て彼女に戻ってくれるよう言った。彼女は自分の家族は誰も、夫と別れるという自分の決断を支持してくれないと感じていた。

彼女は離婚を望んでいたが、それが難しいことを知っていた。彼女は自分が離婚しようとして、離婚女性という恥と汚名により、2人の妹たちの結婚のチャンスを潰してしまうことを恐れた。

2005年5月、アムネスティ・インターナショナルはノーリアが夫のもとに戻ったことを知らされた。彼女の決定の背景にあるのは、実家および地域社会が持つ「女性はどうな苦勞があっても婚家を離れてはならない」という伝統的な考え方や偏見であった。

ノーリアのケースは決して珍しいものではなく、多くのアフガン女性が夫や男性家族の暴力に苦しんでいる。ノーリア同様、彼女たちは国や家族からの支援や保護を受ける手段を全く有していない。訴訟を起こす女性は極めて稀である。多くの女性が自分たちの権利についての認識を持っておらず、訴訟に伴う汚名が犠牲者だけでなくその家族の名誉も脅かすのである。怒った夫や、場合によっては自身の家族からの報復を恐れている女性もいる。命を奪われた女性も何人かいる。

女性に対する暴力に終止符を打つというアフガニスタン政府が言明した公約にも関わらず、暴力の犠牲者に対する具体的な救済策がほとんどないという状況は改善されていない。アムネスティ・インターナショナルはカブールで4箇所のシェルターが運営されていることを把握している。2004年、ドイツのNGOであるメディカ・モンジャールが、UNHCRの資金提供を受けて家庭内暴力やその他の暴力の犠牲者に対するサービス提供にむけて各種省庁、法執行機関、NGOの連携を強化する為の仕組作りを目的とするプロジェクトをマザリシャリーフで開始した。ヘラートではGTCシェルターに単身の女性や暴力の犠牲者が保護されている。アムネスティ・インターナショナルはカンダハールやジャララバードにシェルターがあるという情報は得ていない。アフガニスタン独立人権委員会、アフガニスタンのNGO、国際的NGOなどの機関が存在感を増していることにより、暴力や虐待について訴え出る手段が地域の人々に提供され始めている。

シェルターのコンセプトに対しては市や中央の政府職員から明らかな抵抗がある。(59)シェルターはアフガニスタン文化にそぐわず、「不道徳的」「非イスラム的」行動の温床となるという見方がある。シェルターのような場所に保護を求める女性は、アフガン女性の伝統的な基準や行動規範に反しているだけでなく、他の少女や女性にも影響を与え、今度は彼女らが家族や家を離れるようになると考えられている。ヘラートでは、GTCシェルターについて居住者や非居住者から否定的な反応が出ている。居住者は自分たちが孤立しており、敷地を出ることができないことに不満を感じている。非居住者は、居住者たちが単身女性としてヘラートの市民から白い目で見られるのだから彼女らはシェルターに留まる方が「安全だ」と考えている。(60)

アフガニスタン社会では離婚は伝統的に非イスラム的でアフガニスタンの文化や習慣と相容れないと見られている。このような伝統や習慣の為に女性は虐待的な結婚に踏み留まらざるを得ない状況に置かれており、女性を含め家族の誰かから支援を受けられることもめったにない。犠牲者を助けた女性や家族は、離婚を願い出たことを理由に殺害されている。アムネスティ・インターナショナルにはカンダハールの副検察官から、2002年の初めに、ある女性が両親に強いられて結婚し、長年、虐待を受けることになった事例についての情報提供があった。彼女はカンダハールの裁判所に離婚を申し立てたが、虐待を立証できなかった為裁判官から虚言だと罵られたのである。彼女の夫は、その後、彼女が告訴した為、彼女を離縁した。離婚後、前夫は彼女の父、母、妹を殺して逃走した。アムネスティ・インターナショナルには被害者の家族の死について国が何らかの調査を起こしたり、あるいは加害者逮捕に向けて行動を起こしたりしているという情報は入っていない。カンダハールでフォーカスグループに参加したある女性がアムネスティ・インターナショナルの代表団に次のように語っている。

「私たちには家を離れることが許されません。つまり（頼る人が）誰も

いないのです。私たちは自分の両親や地域社会、宗教指導者にさえ何も
言えません。もし言えば、私たちの子供は取り上げられ、夫は私たちから
離れていきます。(私たちは)他の女性に話すことすらできないのです。
人権について知っている人など誰もいません。」(61)

仕事を持つ女性も暴力と無縁ではない。40歳のラヘーラは長年カナダに住んだ後、2002年初めにアフガニスタンに戻った。間もなくアフガン男性と結婚し、アフガニスタン北部で国際組織の仕事に就いた。ラヘーラはしばしば暴力を受け、カナダの家族から送金されてきた分も含め収入は夫に取り上げられた。ラヘーラが離婚を申し立てた時、夫は彼女を自宅の地下室に僅かな水だけを与えて1週間以上にわたって監禁した。何が起こったかを知った近所の人々が彼女の職場の同僚たちに告げ、同僚たちが警察に連絡した。カブールに住む彼女の家族は、家に行って彼女を助け出した同僚たちから連絡を受けた。(62)

ラヘーラはカナダに戻ったが、彼女と似た境遇にあるほとんどの女性は、広く定着している社会的、文化的規範が足かせとなって保護を求めることが出来ない為、家庭内暴力に耐えることを強いられている。アムネスティ・インターナショナルはこの事件における警察の対応に意を強くしてはいるものの、同様の状況に置かれている多くの女性が虐待的な環境から逃れられる可能性は低く、支援やサービスを得る方法も限られているという状況を危惧している。

武装グループによる暴力

「私に起こったことは今も私を苦しめている」(63)

レイプや他の性的暴力をめぐる伝統的、文化的タブーの為に、アフガニスタンでは何十年にもわたってレイプについて語られることはなかった。それは戦争の武器として、様々な紛争において特定の目的遂行の為に戦略的、戦術的に利用されてきた。

アフガニスタンでは、長い戦争の期間中、特に1990年代初めのムジャヒディン政府時代、地域社会を征服、駆逐、支配する目的でレイプが利用された。(64)そして国内の様々な地域で未だに武器として使われている。レイプは地域社会を恐怖に陥れる。アフガニスタン文化では、男性が自分の家族や地域社会を守る力を持っていないことを示すものだと考えられ、そして言うまでもなく女性を精神的、肉体的に破壊する。(65)レイプは、そうした虐待の加害者が国によって裁かれることがないところで蔓延している。武装グループや民兵は、政府や地方の高官、地域で力を持ち武装している指導者たちと繋がりがあると言われ、また実際に繋がりを保持して、めったに責任を問われることはない。

マザリシャリーフにあるアフガニスタンのNGO、女性の保護と発展の為に女性団体はアムネスティ・インターナショナルの支部に対し、2002年に武装した指揮官に拉致された12歳の少女の事例について詳しい情報を提供した。彼女は当時、ある男性と婚約中だった。指揮官は彼女の両親の家に来て無理やり少女を連れ去った。少女はペシャワールに連れて行かれ、その後、売春業者に売られた。

ほとんどのアフガン女性が性的暴力については語りたがらないが、フォーカスグループや女性・少女を対象としたインタビューで、何人かの女性がアムネスティ・インターナショナルにレイプや誘拐についての直接的な証言を行った。女性たちは、広範囲にわたる武器の流通、武装グループが地域社会でふるっている権力、レイプされたり無理やり結婚させられたりした少女や女性について自分たちが聞いている話など、治安の悪さについて語った。

レイプや拉致の程度や広がりはまだにはっきりしていない。国内外の組織はアフガニスタンの多くの地域に立ち入れないでおり、そうした犯罪の蔓延を監視したり推定したりすることがほとんどできない状態となっている。国内の多くの地域において、治安と政府による支配が確立されていない為、女性や少女たちが性的暴力や脅迫の危険に晒され続けている。裁判所や警察が無力な場合が多く、犯人逮捕に消極的であることも多い。たとえ逮捕が行われても、裁判官たちが脅しに屈したり、容疑者を釈放するよう賄賂を贈られたりしていることも多い。中には犯罪者たちと地方の行政官や官僚とが繋がりを持っている為、何の措置も取られないケースもある。女性は、虐待の共謀者となっている者が警察内部に知っている為、男性が支配的な警察に信頼を置いていない。女性は不法な性的行為を犯した罪で逮捕され投獄される危険を恐れている。

アフガニスタンの女性に対する暴力についてのアムネスティ・インターナショナルによる調査は、国内の多くの地域が安全に立ち入ることの難しい地域であることと、犠牲者の口が重いことが理由で、主に都市部に限られたものとなっている。アフガニスタン政府が国内の多くの地域において治安と正当な政府を確立できないでいる為、女性や少女たちがレイプ、性的暴力、脅迫の危険に晒されたままとなっている。

カブールの向こう

今回の調査の間にアムネスティ・インターナショナルの代表団は、中央高地の隔絶された地方、特に人権侵害の規模があまり知られていないアフガニスタン中央部のダーイクンディー地方で起きている人権侵害についての情報を得た。過去 25 年の間にその人口の一部はダーイクンディーを去ってカブールへ移った。このセクションは、アフガニスタン暫定政府が政権を握って以来カブールへの移住を余儀なくされた人々の状況、その中でも特に女性や少女が受けている虐待に焦点を当てる。カブールへ移住した家族の多くは、家族のメンバーがレイプや殴打、脅迫、土地の押収、殺人などに遭ってから移住を決意している。ダーイクンディー地方は阿片の栽培に適した肥沃な土地で、移住を余儀なくされたコミュニティの人々は、移住前は地元の派閥リーダーの為に麻薬の製造に従事させられていたと報告している。(66)

ファリシュタというカブール在住の 20 歳の女性は、ダーイクンディー地方を支配している武装グループのリーダーによるレイプを含む、彼女の苦しい体験をアムネスティ・インターナショナルの代表団に語った。(67)

2003 年 10 月 9 日の午前 8 時頃、地元武装派閥グループのリーダーが 20 歳のファリシュタを彼女の村の付近でレイプした。彼女はアムネスティ・インターナショナルに次のように語った。「私は自分の身に起きたことに苦しんでいます。私は自宅近くの泉でお皿を洗っていました。何かが肩に触れたのを感じて振り返ってみると、それは村の地元の司令官でした。彼は私をつかみ、地面に押し倒し、そしてレイプしました。村全体が私の叫び声を聞き、私の身に何が起きていたのかを見ていたけれど、誰も私を助けようとはしませんでした。私の義父と 3 人の義理の兄弟が私を助けに来て、その司令官と部下たちに殴られ、脅されました。その後彼らは解放されましたが、司令官は、今は手を出さないでおくが、いつか必ず彼らを殺すと言いました。私たちはその夜に村を去り、山を越えてカブールへと歩きました。司令官とその仲間たちはこの地区で多くの女性をレイプしています。彼は 4 年間この地域の司令官を務めていて、彼の暴力やレイプ、殺人の為に多くの家族がここを去りました。」

「私たちの話を隠蔽されたままにしておきたくない。全ての人に知って欲しいです。私たちは何年間も訴えてきたけれど、誰も私たちの話に耳を傾けてくれませんでした。司令官

自身が権力を握っているのです、政府当局は私たちの地域では何もできません。」

他の情報ソースもまた、その司令官と兄弟がその村で多くの女性をレイプしていると報告している。ファリシュタの義父はアムネスティ・インターナショナルに対して、派閥リーダーの武装兵たちが少女を誘拐して仲間のもとへと連れて行っていると語った。派閥リーダーは政府における地位を保持している。何人かの少女は学校からの帰宅途中で誘拐されている。武装兵は女性と少女を「要望」していると申し立てられており、性的暴力を犯しても免責されている。被害者の家族の男性メンバーが犯人に立ち向かおうとした際、軍の武装メンバーは彼らを脅し、殴り、殺害さえもしたと言われている。2002年初旬以来、このような暴力の為に100以上の家族がその地区を去っている。(69)

60歳のジャミラとその家族もまた、派閥リーダーによる残虐行為の犠牲者である。(70) 約3年前、武装グループのリーダーとの争いの後にジャミラの兄弟はイランへと逃れた。その武装したリーダーはジャミラの他の兄弟を捕らえ、彼を約6ヶ月間拘禁した。彼女の兄弟はひどく拷問された後に解放されたが、その数ヶ月後に死亡した。

アムネスティ・インターナショナルは、ファリシュタの家族やその他似たような状況に置かれている家族から、彼らが派閥リーダーやその仲間たちによる犯罪をカブールの政府当局に届け出たと聞いている。アムネスティ・インターナショナルは、内務・法務大臣を含むアフガニスタンの政府役人はダーイクンディーの武装兵に対して申し立てが起こされていることを知っていると考えている。またカブールのアフガニスタン独立人権委員会も、移動を強いられた家族の状況について情報を得ていると報告されている。2004年1月、ファリシュタに暴行した容疑者がカブール空港で逮捕されたが、まもなく解放された。(71)

ダーイクンディー地方における人権侵害に立ち向かう政府の努力は、減少の傾向を見せている。2005年に新知事を含む新しい地区政府の役人、州政府の役人が任命された。UNHCR、UNAMA、AIHRCを含む国際政府間機関(IGOs)が常勤し、その地域における人権状況を監視している。ダーイクンディーの住民はIGOsに対してセキュリティの相対的な改善がみられたと報告しており、また移住を強いられた家族の内いくつかは故郷に帰還している。(72) しかしながら、いまだに司令官はその地域の重要なポジションに君臨し、中央政府からの万全のサポートを受け、彼の犯した犯罪に対する免責を享受している。

2004年初旬、マザリシャリーフにあるバルフ地方の付近に位置するカラーチャという村でスルタナ・ビビが埋められているところを発見された当時、彼女は18歳であった。(73) スルタナの親戚が詳しく語ったところによると、地元の武装司令官に忠誠な兵士が村からスルタナを誘拐し、彼女の亡くなった婚約者の兄弟で、彼女と強制的に結婚したジア・ウディンのもとへと連れて行った。その出来事が起こる前にスルタナの婚約者が亡くなり、その婚約者の家族はスルタナに対して婚約者の兄弟のうち一人と結婚することを命じた。スルタナの家族はその結婚に反対し、結婚の話を進めることを認めなかった。彼女の父親は2003年10月に誘拐された。スルタナはジア・ウディンからの強制結婚の脅迫を警察に届けた。「彼女の話聞き、彼女を保護する人が誰もいなかった」為、スルタナが警察から何の援助も受けていなかったことを後にバルフ警察の警察官は認めた。スルタナが誘拐された後に彼女の父親は解放され、北部における主要な武装派閥のうちの一つであるジャミアット(イスラム党 JIA, Jamiat-e Islami)に属する軍事基地に拘禁されていたと話した。スルタナの母親は戦争および平和の報告の為に国際機関(International War and Peace Reporting organization, IWPR)に対し、ジア・ウディンとその第一婦人、そして息子がスルタナを殴っていたと述べた。ジア・ウディンはスルタナを殺害したと自白し、逮捕された。スルタナの死後、警察による調査が開始された。

アムネスティ・インターナショナルは調査を歓迎するが、もしスルタナが最初に助けを求めた際に迅速な対処がなされていれば、彼女の死は防げたであろうと信じる。

武装集団と派閥のリーダーはアフガニスタンの現実である。アフガニスタン政府はそのようなグループが過去に犯した人権侵害に対する説明責任の問題に対処していない。国際社会もまた、この問題に立ち向かう為の措置を講じることに乗り気でない。一方で、マザリシャリーフにおける女性団体の理事と女性大学講師は、「武装兵が人間生活の全ての部門に介入しており、法律を破っている。強制結婚はそうした介入の一部である。」という声明を出した。(74)アムネスティ・インターナショナルは、司法と警察は一部のケースについては犯人を逮捕するが、ほとんどの場合において犯人が捕らえられることはなく、女性は恐怖におびえながら生活していると認識している。

焼身自殺

過去 2 年間、石油をかぶり、自らに火をつけて自殺を図ろうとするアフガニスタンの女性と少女に関する報告が増えている。そのうち何人かは死亡し、その他は死ぬまで止むことのない恐ろしいやけどに苦しんでいる。この現象はヘラートで最も多く報告されているが、これは一つの都市のみに限定されたものではなく、アフガニスタン全域で問題となっている。このような絶望的行為は、女性が自分が置かれている状況によって苦しめられているという感覚を持っていることを示唆しており、そうした苦しみは増加したプレッシャーや差別、暴力などに起因すると考えられている。彼女たちの死の原因は、2003 年 10 月にアフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) が議長を務めた 2 日間にわたるワークショップの中で議論の焦点となった。その結果、「なぜ焼身自殺なのか？」という本がまとめられた。

2003 年 9 月 22 日から 2004 年 4 月 19 日の間にヘラートの AIHRC はこのようなケースを 380 件記録し、その内のいくつかは自殺未遂、その他は実際に死亡したケースであった。全ケースの 80 パーセントは家族による暴力が原因とされているが、家族が女性に火を放ったのか、それとも犠牲者である女性自身が自殺行為に及んだのかは不明である。2004 年 3 月 20 日から 9 月 21 日の間には 184 件が報告された。この場合もやはりその 80 パーセントは家族による暴力が原因であった。2004 年 9 月 22 日から 12 月 21 日の間には 80 件が報告され、やはり圧倒的多数の犠牲者が家族による暴力の為に自殺を図ろうとしたと述べている。

ヘラートにある AIHRC によると、2004 年後半における焼身自殺の件数の減少は、AIHRC のワークショップやセミナーの開催、AIHRC の事務所を訪ねて家庭内の問題を話す家族の増加、焼身自殺の犠牲者の家族との接点となる「治安指揮官」の任命といった複数の要素の結果である。この「治安指揮官」は自殺行為の理由を調査する権限を持つ。アムネスティ・インターナショナルは、「治安指揮官」が政府役人なのか、そしてこの人物が焼身自殺に責任のある者に対して刑罰を課す権限を持つのかどうかについては未だに把握していない。

AIHRC はこの焼身自殺の問題について包括的な調査を行う財源を持っておらず、焼身自殺のケースは病院への訪問や家族からの AIHRC への報告をもとに編集された。犠牲者を治療している医療スタッフは、強制結婚や未成年者の結婚、夫や家族による女性の行動に対する制限、家庭内暴力がこのような自傷行為の原因となっていると指摘している。

ヘラートにおける焼身自殺の問題の重要性は、権利を主張する女性たちの戦いのなかに明確に表現されている。「カブールでは女性はあまり多くの問題を抱えていません。なぜなら彼女たちには権利があるから一彼女たちは社会に受け入れられ、仕事や勉強が自由にできます。カンダハールでは女性に権利はなく、家の外に出たり仕事をするべきではないとさ

れています。しかしヘラートでは女性は権利を獲得する為に闘っており、家の外に出て仕事や勉強をする努力をしていますが、家族の男性メンバーはしばしばこのような女性たちの行為に反対し、それが焼身自殺という問題を生み出しているのです。」(75)

アムネスティ・インターナショナルの調査は、自らの身を焼くというアフガニスタン女性の行為は長年にわたる紛争とその後遺症の結果というだけではなく、長い間の慣習として存在していることを示唆している。しかし、そのような痛ましい方法で自らの命を絶とうとする女性や少女に関するさらなる報告は、女性に対する計り知れないプレッシャーと、彼女たちの生活における圧迫や暴力に対処する上での無力さをほのめかしている。以前ヘラートで働いていた AIHRC のメンバーは、このような行為は女性の絶望と、彼女たちの苦しみの大きさをコミュニティや家族に示す必要性を強調していると述べた。彼は病院で犠牲者何人かにインタビューした後に、女性は死にたいのではなく、自殺以外に自らの苦しみを訴える方法がないのだと信じるようになった。多くの女性は家族から暴力を受けていたか、家族が決めた結婚に同意していなかった。そうした女性の大多数は、いったん家族がそばに来ると、今回のやけどは自殺を凶ったからではなく家で事故に見舞われて負ったものだという様子を話を変えさせられた。病院には焼身自殺の犠牲者をケアする為にはあまりにも基本的な設備しか備わっておらず、医療機器や薬の不足の為に、ひどいやけどを負った女性が生きのびられる可能性は低い。

女性・男性に関わらず、政府役人やコミュニティのリーダーは、増えつつある暴力が、女性や少女に多大な影響を及ぼし、その結果焼身自殺のような極端な手段を取らせるに至るという関係に気づいていない。政府役人は、夫に対する妻の物質的な要求の増加、イランのテレビの影響、結婚式場での土壇場での変更などを、焼身自殺の理由として挙げている。

ヘラートの男性コミュニティリーダーはアムネスティ・インターナショナルの代表団に対し、最近結婚式場における急な結婚変更の後で自らに火を放った若い少女を知っていると話した。そのコミュニティリーダーの同僚の女性はそこで、その少女は他の男性との結婚を望んでいたが家族に反対され、代わりに既に結婚していた男性との結婚を家族から強制されていたと話した。イスマエル・カーン知事との面談の際にアムネスティの代表団は、焼身自殺の原因は無知からささいな社会的制約に至るまで多岐にわたり、女性の必要性和関心に関して広範囲に及ぶ相反する価値を反映しているという見解を聞かされた。

歓迎すべき動きとしては、ヘラートにおける焼身自殺の原因究明の為に組織された、女性省や内務省など関係省庁の代表者から成る政府の事実調査団が 2004 年 3 月、自殺の真の件数を特定することはできないが、「強制結婚、教育の欠如、容認できない慣習が自殺の主な原因となっている」と結論づけた。(76) アムネスティ・インターナショナルは自殺に関連して逮捕されたケースを知らない。

ヘラートの AIHRC は多くのケースを記録しているが、このような自殺行為の原因をより適切に理解することと、より包括的なアプローチを取る必要性との間にはギャップが残る。しばしば根本原因は無視され、上記のような女性の行為は自殺と定義される。少女が自傷行為によって死亡したのか、もしくは殺害されたのかは調査されておらず、ひどいやけどを負った女性ややけどによって死亡した女性の正確な数はわかっていない。

国家は焼身自殺と女性に対する暴力の連関が私的な問題として取り扱われるのではなく、適切な調査がなされ、犯人に対して刑事訴追がなされることを保証しなければならない。国家は焼身行為の犠牲者のケースに関する迅速かつ徹底的な調査に着手すべきである；自殺を凶ったと思われる女性のそのような行為の原因に関する包括的な研究が開始され、女性の教育と経済的機会が促進されるべきである。AIHRC や NGO などの機関は個別ケースの

記録や意識改革、家族のメンバー同士の仲裁を直接的に行っているが、犠牲者の家族を訴える権限を持たない。犠牲者の絶望的行為の原因となった虐待に関して処罰対象となる家族のメンバーなどの私人に対する正当な注意義務を果たす責任は国家にある。

暴力の認識

「女性は男性の下半身の所有物である。」

2004年9月 カンダハールの上訴法廷裁判官

アムネスティ・インターナショナルによるインタビューにて

アフガン女性のアイデンティティは家族の男性メンバーのアイデンティティと密接に結びつけて考えられている。女性は常に誰かの娘、妹、姉、妻である。これはアフガン女性に特有なわけではなく、とりわけパキスタンやイラン、インドその他の国においても見られる傾向である。名誉や恥の概念が非常に強く、女性は家族の名誉の担い手として見られる。女性は男性によって家と一括りにされている為、女性に対して行なわれた不当な行為は家や地域のコミュニティにおいて対処されなければならない。女性問題担当大臣のメーバーバ・ハクーマルは2004年2月、女性に対する犯罪は、部族的・共同体的つながりによって強められている男性優位文化の文脈のなかで把握されており、そのような傾向が、女性が権利を享受することを難しくしているという見解を述べた。(77)

「文化、法、歴史、全てが男性のものである」

アフガニスタンの農村部に住む女性は、都市部の女性に比べて教育や仕事にアクセスする機会が少なく、女性に対する態度における従来の保守的な傾向や慣習は依然としてそのままである。早婚が一般的である；少女は結婚ができる年齢、一般的に12歳頃に達したとみなされると学校に行くのをやめてしまい、彼女たちが仕事に就く機会はほとんどない。アムネスティ・インターナショナルの代表団がインタビューをした何人かの女性は殴打その他の身体的・精神的虐待、性的暴力、誘拐、強制結婚は犯罪であると強く信じている一方で、彼女たちの人生に暴力はつきものであるという認識も持っていた。それぞれの女性が置かれている困難な状況にも関わらず、インタビューにおいて女性とフォーカスグループは変化への強い願望を表明した。特に権利の承認・擁護の改善に対する彼女たちの願望は、「私たちの権利は仕事をして報酬を受けること」(78)という発言に代表されるように、仕事をして地域や国に貢献したいという希望に突き動かされている。アムネスティ・インターナショナルがインタビューをしたほとんど全ての若い女性が、ただ教育を続けるという素朴な未来への希望を述べた。

女性の人権のうちいくつかは、アフガン女性の状況に即して議論することが比較的容易である。アムネスティ・インターナショナルの代表団と話をした女性から提起された主な話題は、女性の政治参加と女性に対する暴力の撲滅であった。後者に関しては、アフガニスタンの女性団体は女性に対する暴力を根こそぎにする必要性を確信している。女性に対する暴力は農村部の人々のみが経験しているものではなく、教育を受けた都市部の女性を含む全ての女性の生活の一部となっている。アムネスティ・インターナショナルは、市民的、政治的、経済的、社会的、文化的権利はお互いに不可分であると信じている。女性が政治的権利を享受できるということは、彼女たちが安全な環境で生活し、結社の自由や表現の自由、身体的・精神的暴力からの自由に対する権利を持つことができることと不可分である。

しかし、市民的・政治的権利、特に離婚の権利を追及する方法と、それらの権利を実際に享受できるようにする方策との間には差異が存在する。NGOや政府機関に勤務する数多くの

アフガン女性は、女性の権利を改善する最善かつ唯一の方法は、イスラム教の枠組の中で改善に向けて働きかけること、そして改善を漸進的に進めることだと信じている。アフガニスタンのような保守的な社会では、女性の権利活動家は保守分子からの反動を避ける為に慎重さをもって物事に対処することを勧める。そのような保守分子としては、大統領候補ラティフ・ペドラムを、女性は離婚に対する平等な権利を持つという意見を表明したかどで背信者として告発した最高裁判所が挙げられる。二人いる女性の副大統領候補の一人であるニロバル・ムバルスは、「私たちは挑発してはならない。ペドラムが投げかけた質問をする用意が社会にできた時、私たちはその質問を自分自身でするであろう」(79)と述べた。

アムネスティ・インターナショナルは、このコメントは女性の権利改善の問題が議論されている現在の慎重かつ不安的な雰囲気为例証するものであると理解している。

男性の女性に対する認識を変え、女性の権利を抑圧する伝統的慣行を克服することが、女性に対する暴力を撲滅する為に不可欠である。フォーカスグループによって提供された証拠とは異なり、アムネスティ・インターナショナルがインタビューをしたヘラート、カブール、マザリシャリーフ、カンダハールの男性や政府の役人、司法公務員との議論は、アフガニスタンに暴力が広範に存在することを示している。

最高裁判所副長官はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対し、強制結婚は制定法、そしてシャリーア・イスラム法に対する犯罪であると述べた。(80)しかしアムネスティ・インターナショナルの限られた調査は、アフガニスタン北部、西部、中央部における女性の権利推進に対する当局の態度は、南部、東部における地方行政府やコミュニティのそれとかなり異なることを示している。

アムネスティ・インターナショナルの調査員は、強制結婚や少女の取替えといった女性の権利を侵害する伝統的かつ習慣的な慣行がカンダハール、ジャララバードその他農村部において広く行なわれているという話を繰り返し耳にした。国内機関も国際機関もこれらの地域において多くの事務所を持たず、その影響力も低い為、女性に対する暴力の性質や規模に関する情報を得るのはさらに困難である。

治安状況はアフガニスタン全域に渡って絶えず悪化し続けているが、特にアフガニスタン南部と東部で援助機関や人道機関によるアフガニスタン再建に向けた努力が困難に直面している。その他の地域においては、女性活動家は公共の場にもっと頻繁に現われ、犠牲者に対する声援と支援は幅広く得られる。カブール、ヘラート、マザリシャリーフではシェルターの建設や計画が行なわれており、犠牲者および危険な状態にある女性を支援する取り組みが進んでいる。

より広い男性優位コミュニティの女性への暴力に対する姿勢と、刑法システムにおける男性メンバーの姿勢とは連結している。カンダハールの刑法裁判所の判事とのインタビューで、一人の判事はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対し、「女性は男性の下半身の所有物である」と述べた。

カンダハール知事のユスフ・パシュトゥンは2004年9月、国家が女性を暴力から保護する必要性を認める一方で、女性の権利はより首尾一貫して定義される必要があり、また現在の経済や教育の発展の方が女性の権利よりも重要であると述べた。「より差し迫った問題が当面存在する・・・公務員は対処すべき多くの問題を抱えていて女性の権利にまで手が回らない。これは優先順位の問題である。」(81)

アフガン女性人権擁護家

「それら3人の不道徳な女たちを弁護したいならば、おまえ自身も悪い女に違いない」(82)

人権擁護家たちは、人権を守る為の活動の最前線を代表している。国連総会は1998年12月9日、人権擁護家宣言を採択した。(83) その第1条2項には、「全ての人民は、個人として、そして他者との関係において、国内的・国際的なレベルにおける人権と基本的な自由を促進し、その為に努力する権利を有する。」と謳われている。この宣言の採択は、人権の促進と保護を進める上での人権擁護家の役割の重要性を反映している。

女性はグローバルな人権活動において道具的な役割を果たしており、女性自身の権利をも含めた人権の保護、促進、擁護に関して世界中で活発に活動している。

アフガン女性人権擁護家は、そのジェンダーの為に男性の人権擁護家よりも多くの敵意を引き起こす。彼女たちの活動はアフガニスタン社会における女性の役割に関する文化的、宗教的、社会的な規範に反抗しているとみなされている。このような文脈では、人権擁護活動をするアフガン女性はその活動ゆえに人権侵害に遭うだけでなく、彼女たちのジェンダーゆえに、彼女たちの活動が女性に従順であるという社会的なステレオタイプに反し、また女性の地位に関する社会の規範に挑戦する性質のものであるという事実の為に、よりひどい人権侵害に遭っている。いくつかのケースでは、彼女たちは脅迫や硫酸による襲撃、家族への報復などに直面している。

2003年12月、マラライ・ジョヤは憲法ロヤ・ジルガにおいて、彼女が「犯罪者」と呼ぶ政界の実力者たちによるロヤ・ジルガの独占について公然と批判をした。議長は彼女が話を続けるのを阻止し、会議に出席していた代表者の何人かは彼女に向けて悪口を叫び始めた。ジョヤはロヤ・ジルガにおいて国連の保護を与えられた。彼女は絶え間ない脅迫にさらされている：「私は殺害の脅迫を何度も受けました。ロヤ・ジルガで演説をして以来、私を脅迫する者たちは自宅までも攻撃するようになりました。あれから7ヶ月経った今でさえ、私の家族は安全ではありません。」(84)

人権擁護家であるディナは2004年9月、アムネスティ・インターナショナルとのインタビューの4日前に、通りすがりに硫酸をかけられた。ディナは強制結婚やもめごとに決着をつける為の少女の交換に対して公然と批判的意見を述べていた。3人の男が車を止めた時、ディナは自宅の外でシャトルバスを待っていた。男たちの一人が車から飛び出して彼女に向かって硫酸をかけ、彼女の首とおなかを焼いた。彼女はこの出来事の後にも人権活動を続けるかと聞かれ、「私は活動を続けなくてはなりません。女性に対する人権侵害について活動する人は誰もいないのですから。他に誰がいるのでしょうか？」と答えた。(85)

2004年10月、ズベイダは脅迫に遭い、もし強力な武装勢力のリーダーと彼らの過去の人権記録における説明責任の欠如に関する報告を続けられれば殺されるだろうと言われた。

「私は2004年の10月4日、自宅の外で脅迫されました。私を脅迫した男は伝統的なシャルワール・カミーズに白い帽子、黒のウェストコート、首にはスカーフという格好でした。(86) 彼は私に向かって将軍や司令官について話すのを止めると言い、私は何をも恐れることなく社会に対して発言している為に大胆さを発揮しているのだと警告した。その男はまた、誰も私をピストルで殺したり、私をヒーローにする為に射殺したりしないとも言いました。

私に必要なのは自動車事故だけだと。これらのことが私をやりたい活動から遠ざける結果にならないことは確かです。私の唯一の心配は自分自身ではなく、自分の子どもたちです。(87)

このような脅迫と恐怖に満ちた風潮にも関わらず、数多くの女性団体や女性ジャーナリスト、人権擁護家の団体が最近設立され、また再び表面化した。アフガニスタンの NGO や活動家は、女性がそれらの団体の情報や女性のサポートに関する情報を得ることができる豊富な情報ソースとなっている。

アムネスティ・インターナショナルはカブール、マザリシャリーフ、ヘラートにある多くのアフガニスタン NGO から、彼らは都市部の女性や、限られた範囲内において農村部の女性をも巻き込んでワークショップやセミナーなどの活動を行っていると聞いている。治安に関する懸念が、NGO が多くの農村部の女性にアプローチすることを阻んでいる。女性の権利について話し合う為に、コミュニティにおいて多大な影響力を持つ地元の聖職者を引き入れることを意図したプログラムが始まっている。

女性団体は様々な活動の中でもとりわけ、読み書きのできない女性に向けた教育プログラムの提供、虐待の犠牲者に対するいくばくかのサポート、女性の権利に関する一般社会および女性自身の意識の向上といった活動に力を入れている。しかしながら、伝統的思考の抵抗力と慣習の強さが女性の役割を規定し、過去の人権侵害に対する解決に向けた取り組みが未だになされておらず、過去の虐待事件の責任が問われないアフガニスタンのような社会では、人権擁護家は、過去においても現在においても大多数の女性が女性の権利に関する意識を向上させたり、犯罪への償いを求めていくといった活動を行っていく上でますます増大する危険に直面している。

アムネスティ・インターナショナルは、ズベイダとディナが彼女たちに加えられた攻撃を警察に届けていないということを知っている。彼女たちもアフガニスタンの他の多くの女性たちのように、犯罪者を起訴し、女性の表現の自由および安全を保障する主体として国家を信用していない。アムネスティ・インターナショナルによる調査は、大部分の女性は彼女たちに対して行なわれた犯罪を警察に届けていないことを示している。人権擁護活動家を脅迫した犯人で取調べを受けた例や、国家が調査を開始したという例をアムネスティは知らない。

女性に対する脅迫や暴力の存在は、表現の自由や結社の自由に対する権利、自由、個人の安全を含む、彼女たちの最も基本的な権利の重大な侵害に相当する。ATA は彼女たちのこれらの権利を保護し、人権擁護家の安全を保証する国際的な義務を果たさなければならない。ATA は法のもとに、女性の権利の為に活動する人々の貢献を促進、サポートする為に行動を起こし、またそうした活動家たちが脅迫や暴力の現実、差別、虐待から自由に仕事を遂行できるように保証する義務を負っている。

「もし私たちが女性の為にほんの少しだけ変われば、それは大きなことなのです。」(88)

この調査の過程でアムネスティ・インターナショナルの代表団は、女性が苦しんでいる暴力の形態や傾向について熟知している数人の男性人権擁護家にインタビューをした。人道支援調整局 (the Coordination for Humanitarian Assistance, CHA) というアフガニスタンの NGO の代表はアムネスティ・インターナショナルに対して、夫による虐待や強制結婚、暴力の高い発生率を報告した (89)。いくつかのケースでは、男性人権擁護家も女性の同僚

と一緒に虐待の犠牲者の記録やインタビューに参加している。しかしアフガニスタンのように保守的でジェンダー間の交流が制限されている社会においては、女性の状況の改善は主に女性の人権活動家の肩にかかっている。調査を目的としている場合を含め、親戚以外の男性が女性に接近することは非常に困難で、女性は見知らぬ男性に対して口を開くことに消極的である。

女性を差別し、女性に対する暴力を促すような伝統的かつ習慣的な慣習に挑戦する上で、アフガン男性の関与は不可欠である。女性に対する虐待に焦点を当て、それを人権に関する協議事項の中心に据える差し迫った必要性が存在する。アムネスティ・インターナショナルは、政府、フィールドにおける活動家、コミュニティリーダーなど社会の全てのセクションにおける女性と男性の協力のもとで、生活の全ての側面における両性の平等と差別禁止が促進されなければならないと信じる。

女性と司法へのアクセス

刑事司法制度の脆弱さと非効率さは十分に実証されている。(90) 刑事司法制度のほとんどのレベルにおいて、アフガニスタン当局は家庭内暴力やレイプ、性的暴力その他の暴行などに関する女性からの訴えに圧倒的に対応できていない。ほとんどの検察官は家庭内暴力が絡んだケースについて捜査を開始することと、家庭やコミュニティから危険な目に遭わせられる可能性のある女性に対して保護措置を指示することを拒否している。カンダハールの副検察官はアムネスティ・インターナショナルに対し、女性に対する暴力のケースを受理したことは一度もなく、そのような暴力はタリバーン政権が崩壊してからは起きていないと主張した。(91) 家庭内暴力の犠牲者の訴えは私的な事柄だとして警察からことごとく却下されており、多くの場合、犠牲者は虐待の加害者である夫や家族の元に帰るように助言され、それを強制されることもある。

カンダハール出身のグラライは5年の間、夫からレイプや殴打、侮辱を受けてきた。(92) 彼女はなたで暴行され、あごを損傷した。ときには公衆の面前で暴行されることもあったが、警察やコミュニティが保護や支援を申し出たことは一度もなかった。グラライが離婚を試みた時、裁判所は夫の同意なく離婚を許可することを拒否した。彼女は何度か夫のもとから出て行こうとしたが、夫はそのたびに彼女を家に連れ戻した。

マザリシャリーフのバルフ出身のナセーマは2004年、夫と家族から何年にもわたって暴力を受け続けた後に離婚を求めた。裁判所は法廷審問を開いたが、しばらくすると、彼女が家を留守にすることをナセーマの夫と義理の家族が許可しなくなった。彼女の家族はその夫から脅されており、ナセーマを訪ねることができなかった。法廷審問が長くかかり、しかもその結果は彼女に有利なものになるとは思えなかった為に彼女はおびえた。そうしている間に夫が逃亡し、警察は彼女の義理の父親を逮捕した。ナセーマは彼女の義理の家族と家に残り、暴力にさらされ続けている。(93)

女性に対する高いレベルの差別は、女性に対する暴力は離婚を求める根拠、もしくはそれを許可する根拠に必ずしも該当するわけではないという認識が共有されている刑事司法制度に反映されている。離婚の権利は暴力に対する必要な救済策であり、離婚をできないことは女性に対する暴力が続くことに貢献している。

警察による捜査の怠慢

アフガニスタン当局への信頼は極端に低く、女性の間では特にそうである。警察は少女の暴力的な死を含む家庭内暴力を予防、調査することに積極的ではない。犠牲者が助けを求めることを抑制している以下の事実が人々の間で認識されている：拷問や政府職員自身に

よる虐待の申し立てを調査することに対する抵抗と無能力、恣意的かつ不法な拘禁、軍に対する忠誠、関連法の網の目をくぐった女性や少女の監禁。

法執行機関は、裁判所の喚問の場合を除き、男性が司法機関に従うことを保証していない。夫と家族からの暴力に苦しんでいたナセーマのケースでは、夫が法廷審問に出頭することを拒否した後、裁判所は彼女の義理の父親を逮捕した。義理の父親はナセーマに対する暴力に責任がなく、むしろ彼はナセーマの夫が戻ってくることを確保する為に拘禁されたが、そうした措置は国際基準違反である。(94) ナセーマの夫は戻ってこなかったが、義理の父親は解放された。

暴力に苦しみ、また強制結婚から逃げ出してきた女性が警察の支援を求める時、アムネスティ・インターナショナルが把握している多くのケースでは警察は彼女たちを家に送り返し、家の名誉を汚したとして彼女たちを非難する。あるいは、警察は保護という名目で彼女たちを監獄に留置する。

13歳のラビアは2004年の8月、マザリシャリーフの監獄にいた。(95)

「私は13歳でした。両親が私が2歳の時に決めた男性と婚約していました。私は彼でない男性と一緒に逃げました。家族は私と恋人を見つけ、私の婚約者と父親は恋人を殺しました。私は亡くなった恋人のお姉さんの家に逃れ、彼女は私に、きっと保護してもらえるから警察に行くようにと言いました。私の婚約者と父親が私を探しに来るであろうこと、そしてもし私が彼女の家にいることが知れたら彼らは彼女を殺すであろうことを知っていたのです。父は一度私に会いにいて、今はマザールに住んでいます。私の家族は婚約者とその家族を恐れています。私の婚約者は自由の身でシオルガラに住んでいます。」(96)

カブール在住のソーシャル・ワーカーは、「何人かの少女たちは警察に行くけれど、警察は家族の名誉を汚しているとして彼女たちを非難します。」(97)と述べた。

女性は警察を公平でプロの法執行機関というよりも、脅威として見ている。(98) 汚職が広く行なわれており、男性の虐待犯は正義による裁きを逃れる為に警察に賄賂を贈っている。現在の状態においてアフガン女性は、自分自身をこのような状況から断ち切るだけの経済的手段を持っておらず、結果的に犠牲者の立場に甘んじる以上のことを行うのに大変苦勞している。

適用可能な法律に関する理解の欠如、そして「逃亡」という犯罪

1976年の刑法は、アルコールの消費などに関する「世俗的」規定と、アフガニスタンのシャリーア法の理解にその基礎を持ち、そうしたシャリーア法理解を反映したジナ(Zina)から成る。刑法は事実上、判事に対してシャリーアの規定を適用することを許可し、さらにたとえ表立ってではないとしても、残酷で拷問のような刑罰を与える権限までもも与えている。第426条(第8章:「姦淫、同性愛、名誉の侵害」の規定)は、

「ハドゥ(Had)の条件が満たされない、もしくはハドゥの罪が脱落している姦淫の罪においては、疑念またはその他の理由の為に、加害者はこの章に定める規定によって処罰されなければならない。」(99)

これは、ハドゥの条件が満たされた場合は、判事は石打ちによる死刑といったハドゥの刑罰を課することができることを強く示唆する。アムネスティ・インターナショナルに話をした判事は、証拠に関する要件を満たす場合でもハドゥの適用を除外していなかった。(100)

アムネスティ・インターナショナルの代表団は数人の判事に話をした後でさえも、彼らが刑法の厳格な枠内で判決を下す時、また広範なシャリーアの規定を持ち込む時、その判断の基準を理解するのが困難であることに気づいた。この透明性の欠如はカブール以外の地域においてさらに顕著で、そこでは特に女性が行動規定に違反したと認識された場合に、司法が成文化されていないシャリーア法を参照する傾向が強い。疑問の余地がないのは、どのような法律が適用されるにせよ、そうした適用は女性に対して差別的であるということである。

女性と少女は—そして女性と少女だけが—「逃亡」の「罪」で拘禁され続けており、そしてそのような拘禁は制定法には何の根拠もない。姦淫や結婚の外での同意に基づくセックスは、ジナ上の罪とされている。刑法は「逃亡」の罪に関して法律を制定しておらず、それはタジール(*Tazir*)の罪ではなく、キサ(*Qisas*)やディヤット(*Diyat*)は適用されない。(101) 最高裁判所副長官はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対し、「逃亡」はアフガニスタン法では罪に当たらないとはっきりと述べた。彼はさらに、裁判所は姦淫だけを訴追できると付け加えた。アフガン法の下では、姦淫は10年以内の実刑判決、もしくは証拠要件が満たされた場合は投石というハドゥ刑の執行を伴う犯罪である。(102)

男性も姦淫のかどで訴えられる可能性があるが、アムネスティ・インターナショナルは、女性と少女だけが逃亡のかどで拘禁、訴追されていることを把握している。女性の法的権利と代表の為に活動しているメディカ・モンジャールは、女性は成文化させていない罪の為に訴追や投獄に直面し続けていると述べた。(103) 姦淫が法に罪として定められず、女性と少女が慣習や伝統を超えた為に罰せられるアフガニスタン社会では、圧倒的に男性によって占められている司法は「逃亡」を罰すべき「罪」として構築するであろう。このような罪の即興の構築は、表現の自由、結社の自由の侵害に相当する。アムネスティ・インターナショナルは、ジナの罪に対する拘禁の慣習や、「逃亡」の罪という成文化されていない罪に対する刑罰が女性に対する差別に相当すると認識している。それはまた、アフガニスタン憲法への違反にも相当する。(104)

非常に多くの「逃亡」のケースは、強制結婚や女性に対する暴力が原因となっている。(105) マザリシャリーフとカブールの刑務所でアムネスティ・インターナショナルの代表団がインタビューを行った一部の女性たちは、自分は強制結婚を拒否して家を出たと述べた。その女性たちのごく少数は、自らが選んだパートナーとの結婚を家族に拒否された後にそのパートナーと一緒に逃げてきた。その他は夫や家族などの男性からの家庭内暴力から逃れてきた。

同時に、女性は警察や国家に助けを求める際に犯罪者として扱われ、逮捕されたり、ジナの罪で起訴される可能性に直面している。

アフガニスタン政府は女性を保護する義務を果たしておらず、代わりに暴力の犠牲者を投獄し、「逃亡」の罪で訴えることで彼女たちを罪しているように見える。

法的代理人提供に関する失策

アフガニスタンにおいて、法的な自衛手段へのアクセスは著しい障害にさらされている。拘禁され、告発されている女性への法的代理人はごくわずかしか存在しない。法的な支援を求めている女性は、とりわけ女性としての一定の規範を超えた振る舞いをしていると見られている。国際的な NGO であるメディカ・モンジャール (MM) は、カブールで投獄され

ている女性の一部に法的な支援を提供するプロジェクトを立ち上げており、このようなサービスを提供している数少ない国際的なNGOの一つとなっている。2004年7月、MMは法的代理人を提供している女性の四人のケースを数多く抱えていた。これらの中で、5人の女性はジナの罪で刑務所に入れられており、その理由は1人が違法な結婚、3人が駆け落ちであった。何人かの女性の拘禁の期間は3ヶ月から14ヶ月にわたる。何人かは起訴されることなく拘禁のみされており、わずかな女性だけが有罪判決を受けている。拘禁されている女性のうち、国家から法的代理人を提供されている人は皆無である。(106)

さらに、女性の人権擁護家はごく少数しかおらず、男性優位の司法による偏見に直面している。ある判事は、ジナで訴えられた3人の女性の裁判において、ある女性の人権擁護家に対してこのように述べた。

「それら3人の不道徳な女たちを弁護したいならば、おまえ自身も悪い女に違いない」(107)

被告人の法的代理人に対する権利はあらゆる裁判の公正さを確保する為に不可欠であり、そのような権利は例えば市民のおよび政治的権利に関する国際規約の第14条に定められている。その国際規約はまたアフガニスタンを含む締約国に対し、被告人が法的代理人の為の費用を賄うことができない場合は、そのような支援を無料で提供することを義務づけている。

刑務所の中の女性

「正確な女性の権利と女性の法的地位に関して大幅な混乱が存在するようです。2002年6月、カブールの刑務所には約30人の女性が拘禁されていました。そのうち何人かは刑法上の犯罪で告発されていましたが、女性省の法律セクションによれば、大部分は現在、夫との同居の拒否や家族が選んだ相手との結婚の拒否といった家族法に関する様々な違反や、両親の家もしくは夫の家からの逃亡が理由で拘禁されています。これらの女性たちは弁護士へのアクセスを持たず、彼女たちの権利についても情報を持たず、たとえ持っていたとしても、一般的にはそれぞれの親戚が介入するまで刑務所に入れられたまま放置されています。私の発見において最も驚くべき側面は、彼女たちの拘禁の法的性質をめぐる深刻な不透明さです。女性省に属する女性の弁護士でさえ、女性の権利については自信を持っていないのです。(108)

2004年の8月から9月にかけてアムネスティ・インターナショナルは、カブールとカンダハール、マザリシャリーフにある国営刑務所を訪問した。刑務所の中にいた女性の大部分は強制結婚や家庭内暴力を経験していた。カブールのウェラヤット刑務所に拘禁されていた一部の女性を除き、女性たちには法的代理人がついていなかった。

刑務所の状況はまるで虐待のようで、最低限の国際基準を守っていない。過密状態の部屋や衛生状態の悪さ、食料の不十分な供給といった特有の問題が、とりわけ代表団が訪れたカンダハールとマザリシャリーフの刑務所ではびこっていた。収容されている一部の女性は若い子どもと一緒に連れていた；生後2ヶ月から12歳までの30人の子どもたちが、カブールの刑務所に収容されていた。マザリシャリーフの刑務所には6人の女性と2人の赤ちゃんが収容されていた；赤ちゃんはそれぞれ生後13日と1歳であった。二人の乳児は刑務所内で生まれた。女性は6人が同じ部屋で寝ており、女性の刑務所警備官も被収容者たちと一緒に寝ていた。

カブールには54人の女性の被収容者がいた。15人は「逃亡」の罪で投獄されていた。アムネスティ・インターナショナルがカンダハールで行ったインタビューは、ほとんど全ての被収容者が強制的に結婚をさせられ、夫や男性の親族、時には女性の親族からの暴力の犠

性になっていたという事実を明らかにした。何人かは強制結婚を逃れ、恋人と駆け落ちをした。多くのケースでは、家族は警察に対し、そうした女性を逮捕するように要請していた。一部の女性は家族や夫からの報復から彼女たちを保護する為に刑務所に入れられていた。(109)

裁判を受ける前の被収容者は犯罪者と一緒にされ、そのうちほとんどは裁判前の期間を越えて再拘留されていた。一人の被収容者も法的代理人の提供を受けていなかった。カンダハール警察委員会はアムネスティ・インターナショナルの代表団に対し、刑務所には「罪」を犯していない女性は何人も存在せず、家族や夫からの保護の目的の為に刑務所に入れられている女性のケースは皆無であると述べた。(110)

アムネスティ・インターナショナルはまた、カンダハールの刑務所で性的な虐待を受けている女性に関する未確認の報告を受け取った。これは、警察官（特定の刑務所警備官との共謀が疑われている）によって女性が刑務所の外に連れ出され、レイプされ、そして刑務所内に戻されたというものである。もう一つの未確認の報告では、ある女性の被収容者が消えたとうわさされており、彼女の行方は不明である。

アフガニスタンの人権に関する国連独立専門家のバジョーニは、カブールにおける女性の被収容者の状況、伝統的・社会的な慣習に違反した女性の拘禁の状況、法律違反に該当しない罪に関する状況を報告し、カブールの刑務所における女性や子どもに対する劣悪で基準に満たない状況に焦点を当てている。彼はまた、拘禁施設の数に欠如している状況での私的な刑務所への女性の収容に関する懸念を表明し、女性が耐えている性的な虐待や奴隷のような状態について報告している。(111)

国際人権法と適用可能なアフガニスタンの法律は国家に対して、個人が違法にまたは恣意的に自由を奪われないことを保障する為の一連の保護措置を取ることを要請している。(112) 私的な刑務所に女性を収容する慣習は、この規定に超法規的に違反している。

女性の被収容者の証言(113)

「彼らは私が夫を非難したと言いますが、そんなことはしていません。夫と私は正式に結婚していません。私が7歳だった時、夫は私を実家から連れだしました。私は彼と一緒に住んでいるので、彼の妻なのです。しかし私たちはニカー（結婚契約）を結んでいません。私が7歳だった時、「夫」は強い男性でした。私の12才の夫はこの男によって誘拐されました。私はカンダハールの第6地区のチョニーというところで両親と一緒に住んでいました。

兄が誘拐された時、私は兄と一緒にいました。私の「夫」は少年を愛し、兄は苦しみました。兄は2ヶ月間誘拐されたままで、そしてその男によって殺されました。9ヶ月後、私は連れて行かれました。私はその時7歳でした。この男が私を見つけた時、私は家の前にいました。彼は私をパキスタンへ連れて行きました。彼はジュマ・グルと呼ばれていました。彼は第6地区の地区司令官付きの警備員で、政府とつながりがありました。兄の死体は、ある日家の前で見つかりました。私が誘拐された時、弟と私は家の前で遊んでいました。私は実家の近くの第5地区にある家に入れられました。ある日、何週間後だったかはわかりませんが、母が私を窓越しに見つけました。私の夫は母を脅し、私を見たことを絶対に口外しないよう言いました。夫は本当に恐ろしいです。彼は私を殴り、私の歯を折りました。

私は2週間後にパキスタンに連れていかれました。私はパキスタンのクエッタ付近のグリ

スタンにいました。夫の両親は彼がしたことに対して不満があったようでしたが、夫は彼らに対し、私の両親の許可を取ったと話しました。

彼が初めて私とセックスをしたのは私が9歳の時でした。私の義理の母親とその親戚は夫に対して、私は子どもなのだからまだセックスをしてはいけない、私が9歳か10歳になるまで待たなければならないと話しました。また夫は飲酒の習慣があり、幼い男の子を好みました。私は彼の家族には満足していましたが、夫には不満でした。夫の家族は彼に対し、私は子どもなのだから殴ってはいけないと話しました。私が初めて子どもを生んだのは12歳の時でした。彼は定期的に私を殴り、そのたびに手を私の口の中に入れ、私の顔の皮膚を伸ばしました。夫は私が彼に誘拐されたことを誰にも話してほしくありませんでした。彼はよく銃で私を殴りました。彼はまた手榴弾で私を脅しました。時には、夫は私のおなかに手榴弾を置いたこともありました。私の母はクェッタに移り住んできました。いつだったかはわかりません。夫は私を移らせたのです。クェッタで私は様々な地区に1000回以上も移動をしました。夫が靴を売る職を得た時、私はカラチに2ヶ月間住みました。夫は家賃を払うことができませんでした。私は隣人に対して私が誘拐されたことを話し、すると彼らは私に夫のもとを去るように言いました。

5ヶ月前(2004年4月)、私たちはパキスタンからカンダハールに引っ越しました。兄が亡くなり、夫は葬儀の為に私をカンダハールに連れ戻しました。私はある年長の女性に対して私に何が起きたかを話しました。私は姉とその家族と一緒にいました：私たち全員が一緒でした。その時夫はハシシを吸っていました。夫は私を殴り続け、私の顔や体を傷つけ、私を犬が眠る部屋へと放り込みました。夫は犬の鎖で私を殴り、私の体に巻きつけました。その時私の最年長の兄がその光景を目撃し、年長の隣人のもとへ行き、何が起きたかを彼女に話しました。その年長の女性の息子は全てを聞きました。かれは夫を嫌っており、夫を殴ると言いました。7月、その女性と息子が私の家に来て、夫を攻撃しました。その時私は眠っており、夫が叫ぶのを聞きました。夫が私を殴る前の夜、私は夫が、この出来事が私の計画だと疑うことを恐れていました。私は部屋を抜け出しました；夫とその女性の息子は戦っていました。他の男はナイフを持っており、夫を刺していました。夫は負傷しましたが、ナイフを手に取り、私の方へ向かってきました。彼は私を凝視し、私に向かって叫び、私を非難しました。他の男たちは逃げました。私は隣人の家へと逃れ、そこへとどまっていました。私の子どもたちはその家にいました。夫は警察に話しました。夫はまた警察に対し、夫を襲撃した男は私の愛人だと話しました。夫とその友だちは私をカンダハールの警察に連れて行きました。私は警察に全てを話しました。私は警察にとどまり、その夜は女性の警察官が私を彼女の家連れて行きました。次の日私はカンダハールの女性刑務所に連れて行かれました。年長の女性と息子は警察に逮捕、尋問され、解放されました。」

シャグファ・アブドゥル・サッター、20歳、カンダハール刑務所、2004年9月13日

カンダハールの地方検察官副長官はアムネスティ・インターナショナルに対し、シャグファは2004年8月に逮捕されて以来、未だに起訴されていないと語った。彼女が殺人未遂か隣人の男性との姦淫で起訴されるかどうかについてその検察官副長官はまだ決断しておらず、いずれの罪で起訴されるにしても証拠は夫の証言に基づくことになる述べた。

「私は孤児で、私の継母は私に対してとても冷酷でした。ある日私は家を出て、車に乗り込みました。私はただそこを去りたかったのです。その車の運転手は私をレイプし、そしてハズラット・アリ寺院の近くに私を降ろしました。警察は私を逮捕し、この刑務所に連れて来ました。私は10日間ここにいます。家族は私がどこにいるか知りません。私はマザ

リシャリーフで知っている人が誰もいません。私はどうすればいいのか全くわからず、私の居場所を伝える為に家族に手紙を送ることもできません。」

マルジア・チャー・ボラックーバルフ州、マザリシャリーフ刑務所、2004年8月29日(114)

「私は刑務所で3年間を過ごしました。私には7人の子供がおり、夫は殺されました。私の甥が夫を殺したのです。私は夫の殺害に関与したとして警察に逮捕されました。夫のおじの息子が、私が夫を殺したと言いました。夫を殺したのは甥です。私は無実です。私の甥もまた、私は無実だと言っています。彼は殺害を告白し、自己防衛の為に夫を殺したのだと言いました。彼は現在プルチャルキ刑務所にいます。私は殺害への関与で起訴されていた義理の息子、甥と共にサマンガン刑務所で半年を過ごしました。私には弁護士がおらず、裁判官のもとにも行きませんでした。私は10年の刑罰を言い渡され、私は悪いことは何もしていないのです。」

ファリア、マザリシャリーフ刑務所、2004年8月29日(115)

「私は両親と一緒に住んでいました。3ヶ月前、私のいとこが家に来て、私との結婚を許可するよう父に頼みました。私の父はそれを拒否し、娘は他の誰かと結婚させたいと言いました。私のいとこは3度頼みに来ました。ある日父は私に対して一緒にこの男に会いに行くよう言い渡し、父が私をいとこと強制的に婚約させようとしているのだと気付きました。私がそれを拒否した時、父は10年間私を閉じ込めるだろうと言い、そして私は父と共に行かなければならないと言いました。私はそのいとこと一緒に逃げました。私はランシュカルガールにおばがいて、私たちは彼女のもとに滞在し、時にはそのいとこの家族と一緒にいました。そして彼の家族は私たちに去るように言いました。警察が来て私を逮捕し、刑務所に入れました。私はまだ起訴されていません。」

サディカ・クダイラム、カンダハール刑務所、2004年9月13日(116)

慣習的・非公式の司法システム

「国家は女性に対する暴力を非難するべきで、そうした暴力の廃絶に関する義務を避ける為にはいかなる慣習や伝統、宗教的配慮に訴えてはならない。(117)

2005年4月、アフガニスタン北東部に位置するバダフシャーン州アルク地方出身の29歳のアミナは、地方のウラマー（宗教評議会）からの指示により、投石による死刑を「宣告」された。結婚以来7年が経過していたアミナは、地元のカリムという男性と貫通を犯したかどで「有罪判決を宣告」された。その宣告は、ウラマーのリーダーであり、地方司令官であり、その地域のムラーであるユセフ・モハメドによって可決された。アミナの宣告は彼女の「裁判」の48時間以内に可決された。

ウラマーの命令に続き、村人たちがアミナに対して石を投げたと主張されている。投石は彼女の死につながらず、彼女の家族が直接殺害に介入した疑いをかけられている。家族は自分たち自身でアミナを殺すことを是認した。また、家族のメンバーがアミナを殴り殺したと報告されている。アミナと不倫の関係にあったと疑われている男は約80回むちで打たれ、釈放された。

アムネスティ・インターナショナルはあらゆる形態の体刑に反対する。そのような刑罰は常に残虐、非人道的、下劣であり、石打ちによる死刑は拷問に該当する。拷問に関する国連特別報告者も同様に、「体刑は、拷問および他の残虐な、非人道的又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰の禁止と矛盾する。」と結論づけた。(118)

アムネスティ・インターナショナルはあらゆる形態の死刑の施行に反対し、死刑は生存権の侵害であり、究極に残酷な、非人道的な又は品位を傷つける刑罰であると考える。

慣習法のもとに運用される伝統的で非公式な司法の仕組みは、伝統にその起源を持ち、アフガニスタンの大部分の人々の生活を取り仕切る。このようなシステムは正義を施す為のメカニズムとして歴史的に大変信頼されており、信頼の度合いは州ごとに異なる。このようなシステムは、刑罰権は持つものの、通常は報復的司法というよりも回復的司法を施し、調和回復への強調ともあいまって制度の利用者からは迅速で信頼の置ける制度であると認識されている。

このようなシステムへの参加者は男性に限定されている。女性は親戚の男性の支援なしにこのようなシステムにアプローチすることはできない；男性の媒介者への依存は、男性の支持が得られない問題、そして親戚（やはり彼らにもシステムへのアクセス確保の為に依存している）が関与している問題を提起する女性の能力を低下させている。このようなシステムは公式の司法システム部門の一部ではないが、地方政府の勢力者たちが絡んでいる。武装グループのメンバーは、何年もかけてこのような正義を施す評議会に根を下ろし、その地域における権威を揺るぎないものにしていく。

ジルガやシューラとして知られる非公式の司法メカニズムによる女性と少女の人権の侵害が幅広く報告されている。(119) 特にこのようなシステムの犠牲者と直接的にコンタクトを取るに当たり、この地域のリサーチには多大な困難が立ち上がる。しかしアムネスティ・インターナショナルがコンタクトを取った女性たちの間では、このようなコミュニティ・システムが女性の人権の甚だしい侵害を行っているという広範な認識が存在する。

アミナのケースは、社会に内在する差別、そして社会的に許容されている女性の振る舞いに関する規範を超えたかどで非難されている女性が処せられる不均衡な判決を示した。彼女は、女性が伝統的で非公式な司法メカニズムによって姦淫や宗教上、慣習上の行いに反対したとみなされる行いに対して死刑の宣告を受けるような暫定政府の設立以来、初めてのケースというわけでは全くない。それ以外にも、もめごとの解決、とりわけ殺人が行われた場合の紛争の解決を目的とした少女の交換その他の慣習は幅広く報告されている。(120) カブールの人権活動家であるディナは、アフガニスタン東部での少女の交換を通じた虐待に焦点を当て、記録している；このような問題について声を挙げ始めて以来、ディナは脅迫を受け続けている。

女性の権利侵害を行うような決定を承認するコミュニティのリーダーは、概して釈明の義務を政府に負わされていない。アミナを殺害したとされる彼女の家族のメンバーは逮捕されたが、アミナに対する死刑宣告の決定を承認したウラマーのリーダーは 2 度逮捕され、そして解放された。アムネスティ・インターナショナルは、15 人の容疑者が現在アルグ地区の地方政府によって拘禁されており、拘禁中の 15 人に対する起訴は全く行われていない。

アミナの運命は国際的なマスメディアの話題になり、アフガニスタン政府に調査の開始を促す結果となった。しかしながら、アフガニスタン全域において地方の司法メカニズムの犠牲となっている他の数え切れないほどの女性の運命は不明である。このケースは、国際人権基準を満たす方向に宗教的慣行や慣習を導くことができなかった国家の力不足を示している。家族の所持品としての女性にとって、「名誉」は評判の為、そして男性とその家族の地位の為に不可欠な要素である。「名誉」を傷つけるとされるふるまいは具体的な所定のステップの発動を促し、そうしたステップは「名誉」を回復する為に、死などの形態をとって行われなければならない。このようなメカニズムの発動は公正な裁判に対する権利の

侵害、拷問又は残虐な、非人道的な又は品位を傷つける刑罰、そして奴隷や奴隷のような慣習や差別につながる。

アフガニスタン政府は、このようなメカニズムを通して行われる人権侵害から女性を保護することを保障する為に、明確かつ絶対的な行動を取らなければならない。政府は、伝統的なシステムによる女性の虐待は容認されないという明確なメッセージを加害者に対して送るべきである。政府はジルガやシューラの活動を体系的に監視し、非公式のメカニズムによって犯罪を告発されている人の権利が保護されることを保証しなければならない。

アフガニスタン政府およびアフガン復興に関わっている国際社会はその司法改革計画において伝統的なメカニズムに十分に対処しておらず、非公式のシステムに焦点を当てる必要性が認識され始めたのはごく最近のことである。アフガニスタンの司法プログラムのイタリア政府特別調整官であるジョランダ・ブルネッティ大使によると、非公式の司法システムがアフガニスタンの司法の 80 パーセントを担っている。

2005 年初旬、意識改革プログラムを僻地で実行する 600 万ユーロのプロジェクトがカブールで発表された。そのプロジェクトは欧州委員会による資金援助で成り立っており、公式・非公式の法律部門を、コミュニティの非公式メカニズムに対する依存を終わらせることをねらって行われる意識改革を通して統合することを目的としている。女性と少女はこのプロジェクトの受益者として強調されている。

ジルガやシューラといった非公式のシステムは既存の風景の一部として受容され、このプロジェクトによって問題視されることはない。ジョランダ・ブルネッティ大使は：「もしアフガニスタンにおける司法プログラムが公式の司法部門を設立することだけに焦点を当てるならば、我々は自分たちの尽力と成果からのけ者にされるであろう」（121）と述べた。

アムネスティ・インターナショナルは、ジルガやシューラ的重要性を認めるこのプロジェクトが、国際人権基準に沿った司法手続きの発達を確約することを要請する。

国家は国際人権法の下にその領土内における全ての個人の人権を尊重し、保障すること、そして性別を含むいかなる理由による区別なく司法権に服することを要求される。（122）ジルガやシューラなどの慣習上のシステムはそれ自体で違法というわけではないが、女性や少女に関するそういった機関の決定や実行が明らかに差別的で女性に対する暴力を助長するものである場合、そのような決定や実行は容認できない。アフガニスタン政府はそうした濫用を防ぐ為に相当な注意を払い、伝統的な機関を調査し、そして加害者を裁判にかけることを求められている。もしそうした措置が取れない場合、国家はそのことに対して責任を負う。

アフガニスタン国内の法律および政策

女性に対する暴力を犯した加害者を司法が訴追しないことは、既存のアフガニスタンの法律の枠組みにその根強い起源を持ち、そうした枠組みは女性の権利を守る上で不十分である。ボン合意は、既存の法律はアフガニスタンの国際的な法的義務と矛盾しない範囲内でのみ適用可能であると規定している。（123）多くの司法部門が女性に対する残虐行為を非難しているが、実際は成文化されていないシャリーア法と成文法を混ぜて適用しており、女性を虐待から保護することができていない。

女性の権利に関して現在適用可能だと考えられている法律：1976 年刑法、2004 年暫定刑事手続き法、1971/1350 結婚法。アフガニスタンの法律は国際的義務の順守からはほど遠いが、

国家は女性に加えられた暴力や虐待への対処に着手する為の明確な司法権と基本的枠組みを有する。

新憲法

アムネスティ・インターナショナルは男女平等を謳って 2004 年 1 月に採択された新憲法を歓迎する。しかしアムネスティ・インターナショナルは、とりわけ女子差別撤廃条約を含む様々な条約におけるアフガニスタンの国際的な義務にも関わらず、新憲法が女性の権利の保護と促進に関する明確な規定を欠くことに対して懸念を抱いている。新憲法の下では、女性は配偶者を自由に選ぶ権利を持たない；女性と男性は結婚時と結婚終了時において同等の権利と責任を持たない；そして母親と父親は子供を育てる際の権利と責任を明確に共有しない。

アフガニスタンの歴代の政府は様々な人権条約への批准を通し、アフガニスタンの全ての男性や女性、子供が部族、民族、階級、宗教、性別、年齢を理由とした差別を受けないことを保証する為の法的義務を負ってきた。これは新憲法の第 22 条に反映されているが、ここでは差別の内容が明確に定義されていない。

加害者の意図に関わらず、残虐行為や少女の交換などの慣行は国際基準において常に違法であり、それが政府役人の扇動や同意、黙認によって行われた場合は拷問や虐待に相当する可能性がある。刑法は拷問を犯罪として定めているが、どのような行為が拷問に含まれるのか明確な定義は存在しない；加えて刑法における拷問の範囲は拷問禁止条約（CAT）で想定されている定義よりも狭い（124）。アフガニスタンが新憲法と国際基準を反映した法的措置を採択するまでは、女性は自らの権利に効果的にアクセスすることができないであろう。

刑法

1976 年に改正され、現在適用できる刑法は女性に対する暴力を犯罪とする明確な規定を欠き、暴力の犠牲者に対する効果的な救済手段や償いを提供していない。以下の行為は犯罪として具体的に規定されていない：家庭内における女性に対する暴力、強制結婚、紛争解決の為の少女の交換。

合意に基づくセックスを含む結婚の外でのセックスは刑法のジナに対する罪を通して犯罪化されており、その罪には姦淫も含まれる。性暴力の犠牲者はジナの名の下に拘禁される危険性があり、したがってそのような犯罪を警察に届け出ることには消極的である。加えて家族やコミュニティから白い目で見られる恐れが、女性が性暴力に関して声を上げることがさらに阻害している。レイプは明確に定義されておらず、レイプとして認定されるには 4 人の成人の証人が必要とされる。そのような証言を得られないままレイプの申し立てを行う女性は、結婚の外での合意に基づくセックスの罪に問われる危険性がある。

女性に対する差別および公式司法システムと非公式システムの近接性が、情状酌量が行われるケースにおいて強調されている。そして「名誉」殺人のケースに対してはしばしば刑罰が課されない。名誉の喚起と慣習や伝統への違反は、女性や少女の殺害における口実として認められている。同様に「名誉」殺人は、女性や少女がレイプされて家族の名を傷つけたと認識された場合、また女性が自らの意志に反する結婚を拒否した場合には正当化されうる。

しかしながら、家族はジルガやシューラなどのコミュニティ司法メカニズムによって認められた罰を与える傾向が強いので、ほとんどの「名誉」殺人は公式な司法システムの下で裁かれることがない。

結婚法は以下の事柄に関して平等を規定していない：結婚解消の際の離婚の権利；財産に対する平等な権利；子供の親権に対する平等な権利；結婚に対する完全かつ自由な合意。結婚法は女性差別撤廃条約に謳われているような、強制結婚や未成年者の結婚を取り結んだ者に刑罰を課す明確かつ明示的な規定を定めていない。結婚は選択に基づくべきで、女性の場合は 16 歳、男性の場合は 18 歳が法的に結婚が許される年齢であると法律は定めているが、実際はそのような保証は存在せず、国際法違反となっている。法の解釈は根本的に女性に対して差別的でありうる。例えば男性はシャリーア法のもとでは裁判所に頼らずに離婚する権利を持つ。女性にはシャリーア法に定められている具体的な理由に基づいて裁判所に離婚を求めることのみが許されており、そのような規定は結婚法には明記されていない。(125)

国際法における女性に対する暴力

アフガニスタンは CEDAW(女性差別撤廃条約)・ICCPR(市民のおよび政治的権利に関する国際規約(国際人権規約 B 規約))・IESCR(経済的、社会的および文化的権利に関する国際規定(国際人権規約 A 規約))・CAT(拷問および他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約)・児童の権利に関する条約(CRC)・ICC(国際刑事裁判に関するローマ規程)などの、主要な人権条約の締約国である。(126)

国際人権条約と規範はその締約国の司法権に対して、個人の人権を守る国家の義務を明示している。それらの条約と規範は国内的、地域的、そして国際的なレベルで個人が主張できる自由と権利を保障している。条約を批准した国家は其中で明示的に表現されている権利を促進すること：全ての人にその権利を保障して法律として制定すること：戦略と政策に取り入れること：条約に明示された権利の侵害を回避すること：その権利が侵害された被害者に救済手段を提供することに同意している。

女性に対する暴力に関連する主要な国際法の規定とそれに関するコメントは以下の通りである。

世界人権宣言は 1948 年に国連総会で宣言された。この宣言は全ての人々が差別を受けることなく人権を享有することができる(第 2 条)、「*全ての人*は、*生命、自由および身体の安全に対する権利を有する*」(第 3 条)、そして「*何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱い若しくは刑罰を受けることはない*」(第 5 条)と主張している。

ICCPR(市民のおよび政治的権利に関する国際規約(国際人権規約 B 規約))は 1966 年に採択された。これは法的拘束力がある条約で、「*この規約の締約国は、この規約に定める全ての市民のおよび政治的権利の享有について男女に同等の権利を確保することを約束する*」(第 3 条)ことを規定している。ここで言われている権利とは、生命に対する固有の権利(第 6 条)や、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰の絶対的禁止(第 7 条)などを指している。「この禁止は締約国の ICCPR 遵守をモニターしている人権委員会によって解釈がなされてきた。人権委員会はまた、家庭と共同体において発生する女性に対する暴力行為を防止または罰する為の相当な注意を実施する義務をその締約国が果たしているかどうかを監視している。」(127)

CAT(拷問および他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約)は 1984 年に採択され、アフガニスタンによっても承認された。条約は政府の職員によって行われる拷問だけでなく、「*さらにその他の公的資格で行動する者により若しくはその同意もくしは黙認の下に行なわれる拷問*」をもその対象にしている(第 1 条)。従って家庭内暴

力も「身体的若しくは精神的な甚だしい苦痛や被害」を起こしうる故に、そして「処罰」を目的に若しくは「何らかの差別に基づく理由」によって故意に課される故に、拷問として定義できる。個人による拷問の禁止条項を違反している可能性がある国の状況の実例が配偶者のレイプである。アフガニスタンのケースがそうであるように、それらの国では配偶者に対するレイプが刑事罰の対象にされていないのである。(128)

CEDAW (女性差別撤廃条約) もアフガニスタンは批准している。この議定書は男女の平等を確立し、かつ女性に対する拷問と差別を禁止する規制を明示している。これは締約国に「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃する為の全ての適切な措置をとること」(第2条)を明確に要求している。国家が差別的な慣習に対して保護策を講じることができず、若しくはこの種の犯罪者を告訴し、その被害者に賠償を与えることができないのであれば、これらは CEDAW 条約の法律上の義務に違反した事態である。アフガニスタンはこれらの女性に対する虐待事件を迅速かつ効果的に捜査することができていない。この種類の犯罪者が起訴されることもほとんどない。こういう刑事免責が原因で、この種類の犯罪はますます増えている。アフガニスタン当局は暴力・レイプ・女性の殺人や自殺事件の申し立てに関してはめったに捜査を進めない。

アフガニスタンは留保なしで女性差別条約に批准している。(129) 従って条約の内容を法文化するのはアフガニスタンの義務である。さらに民法における男女平等、移動、居住、住所の選択の自由、婚姻並びに家族関係に関わる全ての事項に関する女性に対する差別からの自由を保障するべきである。アフガニスタンには犯罪被害者に適切な保護と支援サービスを提供する義務がある；司法と警察関係公務員のジェンダー問題に敏感になる為の研究を実施する義務があるのである。アフガニスタン当局は、暴力行為の原因と影響の研究に着手するように、そして女性に対する差別を後押しする慣習や慣行を打開する適切な手段をとるように勧告されている。

CRC(児童の権利に関する条約)は、18才以下の全ての者を児童として定義している。この条約にもアフガニスタンは調印している。CRC は 児童が父母、法的保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間に「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む)からその児童を保護する」(第19条の1)ことと、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止する(第24条)ことを目的として、締約国に効果的かつ適切な措置を取ることを要求する。その上、児童をあらゆる形態の性的搾取および性的虐待から(第34条)、そして拷問と不当な取扱いから(第37の1)保護することを義務付けている。アフガニスタンで蔓延している児童結婚と強制結婚は有害な慣行であると同時に性的な差別行為である。(131)

1993年に国連がウィーンで開催した世界人権会議の参加団体は、女性に対する暴力を人権侵害であり、迅速な注意が必要であると宣言した。その年、女性に対する暴力の撲滅に関する国連宣言が国連総会で採択された。

北京宣言と行動綱領は1995年に開催された第4回世界女性会議で合意に至った。その5ヵ年計画の概要は、他の様々な世界規模の国連会議の合意によって増補されてきた懸案事項を明確に示している。

ICC(国際刑事裁判に関するローマ規程)は1998年に採択され、アフガニスタンはその締約国である。ICCはレイプとその他の重大な性的暴力など、女性に対するあらゆる形態の暴力を人道に対する罪として規定した。(132)その上、性別による迫害も人道に対する罪に含められた。(133)ローマ規程は被害者と証人の捜査参加とその保護、そしてなによりも被害者

に対する補償に関係して漸進的な条項をその内容に含んでいる。

国連の女性に対する暴力特別報告官の仕事は世界中で女性に対する暴力行為の原因と結果に関する国際社会の理解を深めた。さらに他の国連特別報告官の仕事も関連するジェンダー問題に深く関与するようになってきた。

アフガニスタン憲法の第 7 条はアフガニスタン政府が人権条約に違反しないことを定めている。

「アフガニスタンは自国が署名した国連憲章・国際条約・国際協定と、世界人権宣言を順守する」

また、その憲法は政府が男性・女性・子ども、全てのアフガニスタン国民の人権が保障されるように、効果的・立法的・行政的・司法的又は他のあらゆる処置を取るように規定している。

結論

アムネスティ・インターナショナルは女性に対する暴力と差別が世界中の全ての社会に存在していることを熟知している。多くの国家がこの事態を認識し、それに対抗しようとして不平等と戦い、差別を終わらせ、暴力に対して女性に保護を提供している。女性に対する暴力の完全な根絶は達成不可能に見えるであろうが、女性の保護を保証する具体的かつ効果的な処置を取り、またその類の犯罪者に法の裁きを受けさせ、被害者には賠償を与えるのが国家の義務である。

アムネスティはアフガニスタン当局が現在の不安定な状況の下で、数々の困難に直面している事実を認識している。しかし、未だに警察と司法当局は女性に対して明らかに差別的な偏見を見せており、法の管理人である彼らが犯した女性への暴行が広く報告されている。女性の声はほとんど公の場所には届いておらず、文化と信仰に定着した慣行は女性の人権侵害を正当化している。非合法的なアミナ殺人事件は現在国家レベルの捜査対象になっている。(134)アムネスティはこの動きを歓迎するが、今までアフガン政府が行ってきたことを考慮すると、深刻な人権侵害を犯した犯罪者を処罰する為に必要な行動が取れるかどうか懸念として残る。この類の犯罪は、生命の権利と拷問からの自由など最も基本的な人権を侵害する家族と社会の癒着を明らかにしている。

安定した環境を実現する為の条件はまだ整っておらず、アフガニスタン政府は有能かつ効果的な刑事司法制度を迅速に確立する必要がある。そしてそのような制度があつてこそ、女性に対する暴力問題に適切に対処することができる。国内の情勢が不安定で暴力が増加している時には、アフガニスタン政府と国際社会が協力して持続的かつ長期的な努力をしていく必要がある。しかし最低限、国家は人権を侵害せず、犯罪者を告訴する為に適切な行動を取り、女性と少女を保護する為にその予防策と救済処置を提供すべきである。アフガン当局はこの点を満たしていなかった。さらに差別的な法律と慣行を通じて、また残忍な処罰を乱用する現行の刑法をそのままにして置くことで、アフガニスタン政府もまた直接的な加害者となっており、女性に対する暴力行為の責任を問われるべきである。

アムネスティは、アフガニスタン政府は差別をなくし、生活の全ての側面における女性に対する暴力の悪循環を終わらせ、その加害者(家族もしくは武装グループの一員のどちらにしても)を罰する為の、実際的かつ十分な方策を講じてはいないと考える。女性の人権の侵害を存続させ、見逃している、正規と非正規両方の司法システムの役割と行為は必ず捜査

され、政府からの適切な対処が用意されるべきである。

差別法を廃止し、任意拘留や残忍な処罰などの慣行をなくすことは、アフガニスタンが人権侵害をこれ以上犯さない為に必要な最初の段階である。しかし、差別と暴力を抑制する法的措置が不十分である。効果的な措置が暴力行為に影響を及ぼし、それに寄与している根本的な要因(社会・文化・慣行を含む)に一斉に対処しなければならない。アフガニスタンは多元的な法伝統を持ち、この公式・非公式な構造は何世紀にも渡って共存し、女性に対する虐待が広まった背景となった。法の支配を確立して人権の改善を促進する計画の一部として、アフガン政府と国際社会は改革に取り組み、警察と司法機関の機能強化に尽力しなければならない。さらに女性に対して虐待が行わないように、伝統を重んじている司法機関が犯している問題を解決する為に精力を傾けるべきである。

女性の権利を完全に保障させることはアフガニスタン政府の努力だけでは難しく、国際社会からの集中的かつ持続的な参加が求められる。アフガン政府を支援する為に、アムネスティは長期間に渡って関心を持続させる重要性和、支援国からの財政的・技術的支援の実現を一貫して強調してきた。また刑事司法制度を改革・強化する、より調整された戦略的な計画が早急に必要である。これは人権を保護し、法治を確立する為に最も肝心な基本要素の一つである。

もちろん政治的かつ経済的安定性の獲得はアフガニスタン全域に安定した環境を作る為になくしてはならないものである。しかし女性に対する暴力問題に対処できる総合的な戦略なしでは、それは成し遂げられない。女性と少女たちが自らの人権を完全に享受することができるようにしていくことが、アフガニスタンに平和と安全を定着させる上で不可欠である。

人権は奪うことのできないものである；人権は駆け引きや売買の対象になってはいけない。人権の侵害者に免責権が与えられてはならない。

暴力行為を受けている女性の保護に関する勧告

以下の提案の幾つかはそれらを実行する為に、国際社会からの物質的・人的援助が要求される。現在のアフガニスタンにおいては法律や政治の構造改革も重要なのだが、女性に対する暴力と戦うこともまた急を要する事項である。その為にはその暴力の背景になっているアフガニスタンの文化的・社会的要因を理解する必要がある。そしてこれに対処する責任はアフガン政府にある。

数十年にわたる闘争が終わったばかりのアフガニスタンの再建には長い時間がかかるだろう。初期のアムネスティの報告書にもあった数多くの提案(例えば、刑事司法制度の改革など)は今もその効力を失っていない。その報告書は女性・少女保護に関連してその概要を説明している。刑事司法制度に関する詳細な提案については、アムネスティが作成した「アフガニスタン—法の支配を確立する為に国際社会は迅速な対応を(AI Index ASA/11021/2003)」；「アフガニスタン—だれも私たちの話を聞いてくれず、だれも私たちを人間として待遇してくれない(AI Index: ASA 11/023/2003)」を参照。アフガニスタン政府はそこで取り上げられた懸念の中の幾つかの問題を解決しようと努力してきた。

アフガニスタン政府と国際社会がアフガニスタン全域にわたる深刻な女性問題に早急に対処することを希望して以下のことを勧告する。

アムネスティはこの報告書で詳述された数々の差別と暴力を終結させる為に不可欠な最低

限の対処策として以下の勧告を受け入れることをアフガン政府に要請する。

主要な勧告の要約

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府当局に対して次のことを要請する：

- ・家庭内暴力を含む女性・少女に対するあらゆる暴力について、たとえ非公式の司法制度や政府機関がそうした暴力を是認したとしても、それらを公式かつ明確に犯罪として批判すること。
- ・刑事司法制度の改革強化を継続すること。改革強化の内容には、女性の権利の推進・保護を目的とした国際法や国際的基準の導入に向けた、司法・警察関係者に対する包括的な研修などが含まれる。
- ・女性に対する暴力を根絶する義務を回避する為に、いかなる慣習、伝統、宗教上の配慮を持ち出さないこと。
- ・全国民の平等を謳った 2004 年のアフガニスタン憲法を全ての女性にとって現実のものとするよう公約すること。
- ・家庭内での女性差別を助長し是認する既存の法律（刑法など）、規則、慣行を廃止すること。特に配偶者を自由に選択する権利、自由な立場で完全に同意した場合のみ婚姻関係に入る権利、婚姻中および離婚に際しての権利・義務における公平性という点で、法律上においても現実においても男女平等が保障されること。さらに司法研修その他の手段を通じて、男女の平等を実現すべく法廷において法律が施行されることを保証すること。
- ・女性に対する暴力に対処する国家活動計画に、NGO、とりわけ女性に対する暴力の問題を扱う NGO と協力して、あらゆる形態の暴力から女性を保護する為の法律的、社会的、文化的、政治的、行政的、および予算上の施策を盛り込むこと。この施策案はより広範なアフガニスタン国家開発戦略案に統合されることが必須である。
- ・女性・平和・安全保障に関する国連決議 1325 によって提起されたガイドラインと施策を国内レベルで実施することによって、アフガニスタン再建の各段階で、男女平等の理念が採用されるようにすること。
- ・家庭内暴力を含む女性への暴力に関する調査の推進、データの収集、統計の整備を実施し、それらの情報をもれなく公開すること。この調査は、社会的傾向や慣行・慣習を始めとした女性に対する暴力の原因などの問題もその対象とすること。また女性への暴力がもたらす影響、そして女性への暴力およびその背景にある社会的態度に立ち向かう為の施策の効果も調査するべきである。
- ・アフガニスタン独立人権委員会（AIHCR）および女性人権関連 NGO が実施した、家庭内暴力とその他あらゆる形態の暴力に関する調査内容を慎重に検討すること。そしてそうした NGO の見識と調査結果を、様々な形態の暴力と闘う為の最善の方法について、男性・女性の双方を対象とした社会教育・意識向上キャンペーンを企画・実施するに当たって用いるべきである。

特別勧告

国際条約の批准と履行

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に次のように要請する：

- ・国連女子差別撤廃条約の選択議定書を批准すること。これにより、個人やグループが女性差別撤廃に関する国連委員会に人権侵害のケースを直接訴えることが可能になる。
- ・例えば女性に対する暴力に関する国連特別報告者、裁判外処刑特別報告官などの、国連人権委員会に関する全てのテーマ別特別手続きを行う主体に公の継続招待を出し、彼らがあらゆる政府の機関・施設・役人にアクセスするのを容易にすること。

国内の法と慣行

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に次のように要請する：

- ・刑法や家族法など、合意に基づいた性的関係を刑罰の対象とする法律と、その他女性に対して差別的な全ての法律を廃止すること。
- ・アムネスティ・インターナショナルの「効果的な実施の為の要約チェックリスト」“Summary Checklist for Effective Implementation” (AL Index IOR 40/015/2000、2000年8月1日)に配慮し、国内の法と慣行において、国際刑事裁判所 (ICC) との補完性や協力関係に必要な全ての要件を完全に実施すること。
- ・「逃亡」という成文化されていない犯罪で拘禁されている女性を解放すること。
- ・アフガニスタン憲法に明記されているように、男女平等の原則に基づいて法の下に女性の人権を保障する為に必要な措置を取ること。
- ・結婚と離婚の一貫した登録システムを確立すること。これは強制結婚と未成年の結婚を防止し、女性が結婚に関して自由かつ全面的な同意権を持つようにする為の手段の一つである。
- ・次の行為を犯罪行為として定義すること：女性と少女に対する家庭内暴力 (性的暴力も含まれる)、本人の意志に反して結婚を強制する紛争解決手段としての少女や既婚女性の交換、未成年の結婚への関与、配偶者レイプや未成年レイプを含むレイプ行為。
- ・家族内で発生する「名誉」犯罪と暴力を深刻な刑事犯罪行為として取り扱うこと。

国家による保護措置

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に次のように要請する：

- ・女性に対する暴力行為を刑罰の対象とする明確で具体的な規定を現在起草中の刑法に盛り込むこと。このような種類の犯罪を処罰する国家の責任がはっきりと述べられるべきである。
- ・現在進行中の司法改革の一部として、虐待の被害者に対する保護と全面的な補償を保障する為に必要な体制を整えること。強制結婚と未成年の結婚は必ず刑罰の対象となるべきである。

非公式の司法制度

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に要請する：

- ・刑事司法制度改革の一部として、非公式の司法制度の包括的な見直しに着手すること。
- ・ジルガもしくはシューラが人権侵害に関与した痕跡がある全ての事件を徹底的に捜査すること。またその関係者全員に法の裁きを受けさせること。
- ・非公式のメカニズムによる拷問および残虐、非人道的な又は品位を傷つける処遇に相当する行為である死刑を、国際人権法で禁止されている犯罪行為として規定すること。これらの行為には石打による死刑、もめごと解決や犯罪の代償としての女性・少女の交換が含まれるが、これらの例に限定されるものではない。
- ・残虐な、非人道的な又は品位を傷つける処罰、女性と少女の恣意的拘禁、女性と少女の交換、強制結婚、その他全ての形態の女性に対する暴力に終止符を打つ為に、人権を擁護する権利と責任を持つ、選出された代表者と職員に研修を実施すること。

司法制度へのアクセスと保護

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に要請する：

- ・あらゆる形態の女性に対する暴力の訴えが迅速かつ公正、効率的に、その容疑者とは関連がない主体により捜査されることを確保する為に必要な全ての措置を取ること。十分な証拠がある場合、その容疑者たちは起訴されなければならない。危険にさらされている原告や証人などは、捜査や起訴の間、脅迫と報復から保護されるべきである。
- ・全ての女性の殺人事件、殺人未遂、自殺を迅速かつ公正、徹底的に捜査すること。これ

は、女性に対する暴力行為に責任がある者全員(関連する犯罪を命令したジルガやシェーラのメンバーも含まれる)に法の裁きを受けさせることをその目的とする。

- ・「逃亡」を理由とした警察の捜査と女性・少女の逮捕を中止させる迅速な措置を取ること。
- ・カブール以外の地域における少年裁判所と家庭裁判所の設置を優先して行なうこと。
- ・警察官・検察官・裁判官の全てのトレーニングプログラムに、女性に対する犯罪の捜査を盛り込むこと。またそのプログラムは、女性被害者と容疑者に対処する適切な手法に関するトレーニングを含まなければならない。
- ・弁護士と裁判官の間で男女が公平に代表されることを保証する為に、女性の拘禁者・被告人・暴力の被害者を弁護する女性弁護士の訓練を支持、促進すること。
- ・女性の公職への参加および警察や司法組織への積極的採用を締約国に義務付けている、女子差別撤廃条約と市民的および政治的権利に関する国際規約の下の義務を引き受けること。
- ・コミュニティの指導者と家族に、不審な状況下での女性の死亡は徹底捜査の対象になるという情報を広める福祉・教育プロジェクトを開発すること。

法の執行と保護

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に要請する。

・十分な数の女性警察官・検察官・取調官を採用、訓練する為の措置を取り、女性が警察や検察によって逮捕・拘留もしくは尋問される時には必ず女性職員も同席するようにすること。

・女性に対する暴力の加害者に対して捜査・起訴を開始する専門家のグループ、もしくは能力のある職員で構成された専門部署を設立する。この担当者は各州と地区に配置され、女性省やアフガニスタン独立人権委員会、女性人権 NGO と連携すべきである。

・カブール以外の地域で法医学の専門家の研修を実施すること。警察改革に関して指導的な役割を果たしている国際援助供与国と共に、内務省と法務長官の事務所の犯罪捜査局は、レイプを含む女性に対する暴力行為を捜査・立証する手続きと、そうした行為を起訴する能力を確立させるべきである。女性が女性被害者を診察できるように、十分な数の女性法医学者と医療専門者を育成するべきである。

・申し立ての統計および女性に対する暴力の報告をまとめる手法を確立する警察内の能力を開発し、女性人権 NGO やアフガニスタン独立人権委員会の下部事務所と協力して被害者に対する支援と援助を調整すること。

教育と雇用

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に要請する。

・雇用機会、所得創出計画などを保障して女性に権利を与え、彼女たちの経済的自立を強化する措置を取ること。

・少女たちの教育を奨励して 16 才までの教育を義務化すること。

・公的な指導者やコミュニティの指導者の関与に焦点を当てた措置を実施すること：女性被害者に烙印を押すのではなく、彼女たちが声を上げて助けを求められるようにすることの重要性を強調すること。

女性に対する暴力と関連する社会的・文化的問題

アムネスティ・インターナショナルはアフガニスタン政府に要請する。

・女性を差別し、女性の成長を妨害するような、アフガニスタンに浸透している偏見的で文化的な教えを改める為に、また人権教育を全ての教育課程に取り入れる為に教育課程と教科内容を改善すること。

・女性に対する差別的な態度を改める為に、メディアと市民社会の機関を通して、女性の権利および女性への暴力・差別を撲滅することの重要性に関する社会的・法的自覚を高めること。

・女性に対する暴力に関する定期的な統計を照合し、女性に対する暴力や差別に関する社会的、法的、イスラム法的問題の研究を行う中央政府機関を設立すること。

支援・援助の提供

アムネスティ・インターナショナルはアフガン政府に次のように要請する：

- ・危険にさらされている女性に対して支援とシェルターを提供している NGO の働きを公式的に支援し、それらの NGO が危険にさらされないよう保障すること。
- ・全ての女性が暴力を受けることなく生活できるようにするだけの資金援助、また市民教育プログラムや研修、支援システムなどの施策に対する支援を行うこと。
- ・あらゆる形態の女性への暴力に関する専門知識、法的知識その他を身に付け、また事件の記録とそのフォローアップを行っていきけるだけの女性省の能力を引き続き構築すること。救済を求める被害者に対する法的支援の容量を拡大させ、カブール以外の地域でもそのような支援を提供できるようにすべきである。
- ・全ての医療関係者と弁護士に対して女性に対する暴力に対応できるようトレーニングを受けさせること。

国際社会と援助供与国に求めること：

刑事司法制度改革に関してアムネスティ・インターナショナルが以前作成した報告書にある勧告も参照。「アフガニスタン—法の支配の再構築 (AI Index ASA/11021/2003)」、「アフガニスタン—誰も聞いてくれない、誰も人間として扱ってくれない (AI Index: ASA 11/023/2003)」

- ・アフガニスタン再建に向けたアフガニスタン政府との協力全てに必ずジェンダーの視点が盛り込まれ、ジェンダー問題が適切に監視・評価されるようにすること。
- ・アフガニスタン農村部における公式司法システムへのアクセスに関する意識向上を図り、法の下での女性の平等を保障する為に発表されたキャンペーンが、女性に対する暴力をはっきりと非難する為に実施されることを保証すること。
- ・公式の司法制度の関係者に適切な支援を提供すること。そこには警察や司法機関が地方でもその存在を確立することができるようにする為の支援などが含まれる。また女性が名乗り出て救済を求めるよう働きかける為に、女性職員を巻き込んだアウトリーチワークが農村部で展開されるべきである。

国際治安支援部隊 (ISAF) に寄与している NATO 加盟諸国に求めること：

アフガニスタン全域で治安部隊を増やすこと。これは司法機関が独立して活動できる環境を作る為に必要不可欠である。

国連アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) に求めること：

- ・女性や少女に対する暴力・虐待に焦点を当てた特定のジェンダーチームによる、アフガニスタン全域にわたる人権監視活動を増やすこと。
- ・女性や子どもに対する虐待が確実に人権監視活動の対象になるように、女性に対する暴力の個別ケースに直接関わっていない職員をも含めた UNAMA の全職員が十分な技術的手段や財源を持ち、またジェンダー問題に関する特別トレーニングを受けるようにすること。
- ・女性や少女の人権侵害に責任のある者たちへの免責に終止符を打つ為の首尾一貫した措置が確実に取られるようにする為に、女性に対する暴力のケース（規律上の問題か刑事上の問題かに関わらず）のフォローアップや国による捜査結果の報告を行う効果的なシステムを構築すること。
- ・ジェンダー問題に関する知識の向上や研修などを含めて、全国のアフガニスタン独立人権

委員会 (AIHCR) の女性ユニットの能力を強化すること。

・とりわけインタビュー技術や統計の収集についての研修を実施することで、アフガニスタン独立人権委員会 (AIHCR) を支援すること。

(1) 大統領ハミード・カルザイ氏は国際女性デーに女性に対して祝辞を述べた—2005年3月8日の大統領演説からの抜粋、大統領スポークスマンからのプレスリリース。

(2) 明らかな自殺 (ダリ語ではkhud-soozi) として知られた焼身自殺のアフガニスタン全域での正確な比率は分からないが、最近2年間にアフガニスタン独立人権委員会 (AIHCR) 傘下事務所 (特にヘラート支部) は数多くの事件を記録してきた。

(3) ジルガ (Jirga/バシュトウン語) とシューラ (Shura/ダリ語) は男性の年長者の集まりである。

(4) ジナ法は婚外性交渉を有罪とする法である。

(5) 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 (国連総会決議A/RES/48/104) 。

(6) 同上。国連総会決議 48/104、1993年12月20日。

(7) 女子差別撤廃委員会、一般勧告第19号、女性に対する暴力、(第11回会期、1992年)、人権条約機構により採択された一般意見および一般勧告をまとめたもの、国連文書 (HRI/GEN/1/Rev.1 at 84 (1994))、第6項。

(8) 同上。第7項。

(9) 女性に対する暴力に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミ、人権委員会に対する報告、国連文書 (E/CN.4/2003/75、2003年1月6日)、第85項。

(10) アムネスティ・インターナショナルは人権侵害の責任を負うべきグループの名前を入手している。(武装グループによる女性に対する多くの暴力事件に関しては、アムネスティの報告書を参考してもらいたい「権利の実現の為に：武力紛争時における女性に対する暴力」(“Making rights a reality: Violence against women in armed conflict”)(ACT 77/0502004)。

(11) 女性に対する暴力とその原因および結果に関する特別報告者ラディカ・クマラスワミの報告「パキスタンおよびアフガニスタンへのミッション」(1999年9月1-13日)、国連文書 (E/CN.4/2000/68/Add.4、2000年3月13日)、第13項。

(12) IRINニュース、女性に対する暴力を止める為の抗議集会 (Rally to stop violence against women)、カブール、2004年11月24日。

(13) 次のアムネスティ報告書を参照。「人命がバラバラに吹き飛ばされる：紛争時の女性に対する犯罪」(“Blown apart, crimes against women in times of Conflict”)

(ACT77/075/2004)、「アフガニスタン—だれも私たちの話を聞いてくれない、だれも私たちを人間として待遇してくれない」(“No one listens to us and no-one treats us as human beings: Justice denied to women”)(ASA 11/023/2003)、「アフガニスタン：進歩から取り残されたアフガン女性たち」(“Women failed by progress in Afghanistan”)(ASA 11/015/2004)、「アフガニスタン：銃を突きつけられた誘拐とレイプ」(“Afghanistan: Abduction and rape at the point of a gun”)(ASA/11/013/2004)、「アフガニスタン：法の支配の再建」(“Afghanistan: Re-establishing the rule of law”)(ASA 11/021/2003)、「アフガニスタン：人権をアジェンダに」(“Afghanistan: making human rights the agenda”)(ASA 11/023/2001)、「アフガニスタン：ヤコロンの大虐殺」(“Afghanistan: massacres in Yakaolong”)(ASA 11/008/2001)、「アフガニスタン：パンジルシールの処刑」(“Afghanistan: executions in Panjshir”)(ASA 11/040/2001)、「アフガニスタン：アフガニスタンの女性：男性の権力闘争の抵当物」(“Afghanistan: women in Afghanistan: pawns in men's power struggles”)(ASA 11/011/1999)

(14) アムネスティの声明文「アフガニスタン：女性に対する判事の公正かつ徹底的な捜査

を要請する(ASA/006/2005)、「アフガニスタン：死にいたる石打- 人権スキャンダル (ASA/005/2005)」

(15) アムネスティのプレスリリース「アフガニスタン：女性に対する暴力の公正かつ徹底的な捜査を要請する」(“Afghanistan: Calling for fair and thorough investigations for crimes against women”)(ASA/006/2005)、「アフガニスタン：死にいたる石打- 人権スキャンダル」(“Afghanistan: Stoning to death- human rights scandal”)(ASA/005/2005)。

(16) ロヤ・ジルガ(国民大会議)は、18世紀から続いているアフガニスタンの伝統的な意思決定機関である。

(17) 国連事務総長報告「アフガニスタンにおける女性および少女の状況」(“The Situation of women and girls in Afghanistan”)(E/CN.6/2005/5、2004年12月22日、要約。

(18) ジェンダー問題担当ユニットを設立しようとする努力は資金不足で行き詰まっている。アムネスティとUNIFEM(国連女性開発基金)のディレクタールイェム・アスランとのインタビューにて、カブール、2005年4月。

(19) 省庁間特別委員会は女性問題省、法務省、外務省、内務省、文化情報省、保健省、アフガニスタン独立人権委員会、宗教省、検事総長、最高裁からの代表たちで構成されている。

(20) アムネスティとUNIFEMのディレクタールイェム・アスランとのインタビュー、カブール、2005年4月。

(21) アフガニスタン救援団体調整機関(ACBAR) NATOへ宛てた手紙、2004年6月22日 <http://www.acbar.org/downloads/ACBAR%20PRESS%20RELEASE%20Kabul%2022June%202004.pdf>。ケア(CARE)、アフガニスタンNGO安全管理事務所(ANSO)、不安定な状況がアフガニスタンにおける援助物資の移送を妨げている、2005年5月9日、

www.care.ca/downloads/publ/afghan/20050505_ansocare.pdf。国境なき医療団および国境なき医師団プレス・リリース、国境なき医療団がアフガニスタンより撤退、カブール、2005年7月28日、www.msf.org。

(22) 国連安全保障理事会決議第1563号、安全保障理事会会議第5038回により採択、2004年9月17日。

(23) 地域復興支援チーム(PRT)の一部はNATO主導で、その他はアメリカが率いる連合軍となっている。彼らはバーミヤン、ヘラート、カンダハール、ガルデーズ、クンドゥズ、ジャララバード、マザリシャリーフに派遣され、学校や病院、橋などの建設および警察の訓練といった活動に従事している。

(24) カルト・スー(Karte Se)地区出身の女性と少女に対するアムネスティ・インターナショナルフォーカスグループのインタビュー、カブール、2004年9月1日。

(25) イランから帰還した18歳の少女とのインタビュー、カブール、2004年9月6日。

(26) アムネスティ・インターナショナルフォーカスグループへの報告、カンダハールの女子校にて、2004年9月14日。

(27) カンダハールで行われたアムネスティと女性教師とのインタビュー、2004年9月14日。

(28) アイン・オー・サリシュ、シルカット・ガー、強制結婚に関する情報収集訓練、内務省作業部会インターライツに提出されたもの、英国、2000年3月。

(29) ムスリム議会キャンペーン、英国

http://www.stopforcedmarriages.org/Islam_and_Marriage.php。

(30) アフガニスタン刑法第7、8項(1976)。

(31) アムネスティ・インターナショナル報告書「アフガニスタン—だれも私たちの話を聞いてくれない、だれも私たちを人間として待遇してくれない」(“No one listens to us and no-one treats us as human beings: Justice denied to women”)(ASA 11/023/2003)、「ア

フガニスタン：法の支配の再建」(“Afghanistan: Re-establishing the rule of law”)
(ASA 11/021/2003)参照。

(32) 戦争と平和報道機関 (Institute for War and Peace Reporting) 、2004年4月4日。

(33) カブールのアムネスティ・インターナショナルフォーカスグループの女性参加者。

2004年9月14日

(34) 同上

(35) 名前は個人保護の為に替えてある。

(36) 名前は個人保護の為に替えてある。

(37) AIHRCとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、ヘラート、2004年9月。

(38) 同上。

(39) 名前は個人保護の為に替えてある。

(40) AIHRCの支部からのアムネスティへの報告、ヘラート、2004年9月。

(41) イスラム法では、女性は四つの理由で離婚を主張できる。夫の性的不能はその理由の一つである。

(42) パルワシャ・カカール (ヘラートのALHRCの女性職員) により引用された。

(43) 同上。

(44) アムネスティとのインタビュー、2004年。

(45) カブールで行われたイスラム指導大臣 (the Minister of Islamic Guidance) とアムネスティとのインタビュー、2004年8月23日。

(46) メディカ・モンジャール (Medica Mondiale) 、児童結婚：予備報告、2004年3月。

(47) IRINニュース、未だに高い児童結婚率、大臣、2004年7月13日、カブール。

(48) AFP ニュース、アフガン女性には、選挙権獲得よりも重要な戦いが存在する、ファイザバッド、2004年10月18日。

(49) AFP ニュース、新世代のアフガン助産婦、「静かな津波」と戦う、カブール、2005年4月14日。

(50) アフガニスタン民法、1976年、第70条。

(51) 名前は個人保護の為に替えてある。

(52) ハリマ、アズラとのインタビュー。彼女たちはカンダハールの女性刑務所に収容されている母娘である。2004年9月12日。

(53) ダリ語で、ゴルザーガーとは、通過場所を意味する。ヘラートにあるゴルザーガー一時収容センター(GTC)はイランからアフガニスタンまで一人で旅行してきた独身女性と既婚女性に住むところを提供している。また暴力の被害者や、駆け落ちなどの罪を犯したとしてアフガン当局により拘束されていた女性たちにも住居を提供している。他にも家庭内暴力や未成年結婚、強制結婚の被害者も保護している。普通、GTCのシェルターは投獄されていた女性の避難所としては利用されていない。2004年9月3日にアムネスティ代表団はこの施設に住んでいる女性たちをインタビューした。

(54) 名前は個人保護の為に替えてある。

(55) 名前は個人保護の為に替えてある。

(56) 女性に対する暴力に関する特別報告者による報告、国連文書(E/CN.4/1996/53) 1996年2月6日、第27項。

(57) 国連女性開発基金、もう一秒たりとも許してはいけない：女性への暴力の根絶、ニューヨーク、2003年、207ページ。

(58) ノーリア本人からの要請により、家族ぐるみの友人とヘラートのアフガンNGOの職員が2004年9月5日にアムネスティ・インターナショナルに報告したケース。個人を保護する為、その名前は変わられた。

(59) 2004年2月・8月・9月に行なわれたアムネスティ・インターナショナルと数人の政府役人との討論が基になっている。

- (60) 地元住民、国内・国際機関とアムネスティ・インターナショナルとのインタビューが基になっている。
- (61) フォーカスグループの女性関係者、カンダハール、2004年9月14日。
- (62) 国際機関のスタッフとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月。
- (63) カブールのレイプ被害者とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月。
- (64) アムネスティ・インターナショナルの報告書「アフガニスタン：銃を突きつけられた誘拐とレイプ」(“Afghanistan: Abduction and rape at the point of a gun”)(ASA/11/013/2004)を参照。
- (65) アムネスティ・インターナショナルの報告書「人命がバラバラに吹き飛ばされる：紛争時の女性に対する犯罪」(“Blown apart, crimes against women in times of Conflict”)(ACT77/075/2004)を参照。
- (66) アムネスティの代表団はダーイクンディーに入ることはできなかった。アムネスティのダーイクンディーに関する調査は主にカブールに在住する家族やダーイクンディーで活躍中である国際人権団体と国連機関の職員とのインタビューを基にして作られた。
- (67) 名前は個人保護の為に変えてある。
- (68) 被害者(ファリシュタ)の義父、アフガンNGOの代表、被害者の義理の兄弟とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー。
- (69) アムネスティは被害者家族を支援するNGOから避難家族の統計をもらった。
- (70) 名前は個人保護の為に変えてある。
- (71) 被害者、難民コミュニティのメンバー、この問題に関係しているアフガンNGOの代表者とのインタビュー。またダーイクンディーで活動している国際援助団体のメンバーとも電話でインタビューを行った。
- (72) 国際・国内団体のメンバーとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2005年4月。
- (73) ARR ニュース、強制結婚が悲劇を生む、ARR No.113、2004年4月1日。
- (74) 同上。
- (75) ネサール・アハメド・フェルマンド博士、「強制結婚はアフガン女性の焼身自殺に責任がある」、AFP、2004年3月7日。
- (76) スラヤ・ソバー・ラン博士、女性省副大臣、2004年2月26日。
- (77) カブールで行われ為ズーバ・ハクーマルとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年2月15日。
- (78) カンダハールのアムネスティ女性フォーカスグループ、2004年9月。
- (79) ニューデイズ、(ニューヨーク)、2004年10月8日、アフガニスタンにおける選挙の夜明け、ジェイムズ・ルバート。
- (80) 最高裁の副長官マナヴィ判事とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月16日。
- (81) カンダハール前知事ユスフ・パシュトゥンとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月13日。
- (82) メディカ。モンジャール、法的支援プログラム、正確な情報、20047月、アヌー・ボーレイ博士、ページ13。
- (83) 正式名称：UN Declaration on the Right and Responsibility of Individuals, Groups and Organs of Society to Promote and Protect Universally Recognized Human Rights and Fundamental Freedoms. General Assembly Resolution 53/144, 9 December 1998.
- (84) 「アフガン人権擁護家、死を予感」、BBCニュース、2004年8月9日、および「ロヤ・ジルガの構成員、アフガニスタンの人権侵害にピリオドを求める」、ドーン新聞、2005年1月5日を参照。

(85) アムネスティ・インターナショナルが2004年9月17日行ったインタビュー。名前は個人保護の為に替えてある。

(86) シャルワール・カミーズ(shalwar kameez)は伝統的な南アジアの衣装である。これは男女共に着用され、長い袋のようなシャツとズボンでなっている。

(87) 名前は個人保護の為に替えてある。

(88) ヘラート・カブルのアフガン独立人権委員会の男性職員たちとアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年8月24日。

(89) 2004年8月26日カブールで行われた、人道支援調整局(CHA)の理事長であるワーギ博士とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー。CHAは1988年に設立され、ヘラート、カンダハール、カブール、マザリシャリーフ、ゴール、パルヴァーン、カーピサー、ペシャワールなどに事務所を開いている。

(90) 特に、アムネスティ・インターナショナル「アフガニスタン：未来を確かなるものにする為の過去への取組み」(“Afghanistan: Addressing the past to secure the future”)

(ASA 11/03/2005)、アムネスティ・インターナショナル「アフガニスタン：法の支配の再建」(“Afghanistan: Re-establishing the rule of law”)(ASA 11/021/2003)、アムネスティ・インターナショナル「崩れ去った刑務所・・・アフガニスタン：人権保護に不可欠な警察再建」(“Crumbling prison...Afghanistan: Police reconstruction essential for the protection of human rights”)(ASA 11/003/2003)、人道的対話センター「正義と法の支配への支援—戦略的分析」(“Assistance to justice and the rule of law in Afghanistan - A strategic analysis”)、2004年2月、国際法曹委員会、「アフガニスタンの法基準とその国際人権基準との整合性」(“Afghanistan’s Legal System and its compatibility with International Human Rights Standards”)、マルティン・ルー博士、2002年11月を参照。

(91) カンダハールで行われた副検察官とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月13日。

(92) 全ての名前は個人保護の為に替えてある。2005年にカンダハールのNGOスタッフから入手した情報。

(93) マザリシャリーフで行われたナセーマの父親とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年8月29日。

(94) 第9(1)条は個人の自由を剥奪する恣意的な逮捕を禁止している。ただし「当該の根拠と法で定められた手続きに基づいた場合は例外である」と規定されている。

(95) 全ての名前は個人保護の為に替えてある。

(96) ラビア(仮名)とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年8月29日。

(97) カブールで行われたアフガン女性文化委員会(Cultural Committee)のナデラ・カロイ氏とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004年9月8日。

(98) その見解はマザリシャリーフ、カンダハール、カブール、ヘラートのフォーカスグループとも共有されている。

(99) 同様の規定はほかの罪にも適用される。例えば名誉毀損もそうである。(436条)

(100) ハドゥー(Hudood)(単数形はハドゥ(Had)、その意味するところは制限、限度)の処罰は委任判決で、タジール(Tazir)とは違い、判事が変更を加えることはできない。

(101) アフガニスタンのイスラム法典の中では、キサとディヤットが身体的な障害、故殺、殺害に関連する犯罪を取扱う。キサとディヤットの法は、処罰がその犯された犯罪と同等のものでなければならないとしている。タジールは自由裁量の処罰で、証拠が不十分でキサを適用するのに証拠が不十分な時などに用いられる。

(102) アフガニスタン刑法第426-429条、1976年。

(103) メディカ・モンジャール、法的支援プログラム、正確な情報、2004年7月、アヌー・ボーレイ博士。

- (104) 第 130 条 2 項。
- (105) メディカ・モンジャー、法的支援プログラム、正確な情報、2004 年 7 月、アヌー・ボーレイ博士。
- (106) 同上。
- (107) 同上。ページ 13
- (108) アフガニスタン法制度概論、マルティン・ルー博士、イスラム法および中東の法、2002 年 3 月、8 日、ページ 48。
- (109) カンダハールの女性被収容者とアムネスティ・インターナショナルのとのインタビュー、2004 年 9 月 13 日
- (110) カンダハールの警察本部長とアムネスティ・インターナショナルとのインタビュー、2004 年 9 月 1 日。
- (111) アフガニスタンの国連独立専門家、「アフガニスタンの人権状況に関する中間報告」、A/59/370、2004 年 9 月 21 日、また E/CN.4/2005/127。
- (112) 市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) 第 9 条 1 項。
- (113) マザリシャリーフとカンダハールの女性刑務所の被収容者に対して行われたアムネスティ・インターナショナルのインタビュー、2004 年 8 月および 9 月。
- (114) 全ての名前は個人保護の為に替えてある。
- (115) 全ての名前は個人保護の為に替えてある。
- (116) 「若い恋人たちはアフガニスタンで法的に宙ぶらりんの状態に取り残された」、ガーディアン、2004 年 11 月 11 日を参していただきたい。これはサディカの恋人(彼も同様に拘禁されている)のインタビュー。
- (117) 女性に対する暴力の撤廃に関する宣言による。
- (118) 国連文書 (E/CN.4/1997/7)、1997 年 1 月 10 日、第 6 項。
- (119) シューラ (Shura) とは長老の集まりを意味するダリ語で、これに相当するパシュトゥン語がジルガ (Jirga) で、「裁判」を意味する。両方とも共同体において傑出して勢力がある人たち、主に長老と聖職者によって構成される。シューラ (Shura) とジルガ (Jirga) に関するもっと詳しい情報は以下を参照。国際法基金、アフガニスタンの慣習法、2004 年 9 月。
- (120) 少女の交換は「Bad」として知られ、これは交換を指すパシュトゥン語である。ダリ語でこの「Bad」という単語は英語の綴りと同じ意味を持っている。
- (121) 「農村部へのアクセスに関する取り組み」、IRIN プレス、2005 年 2 月 15 日。
- (122) 例えば、市民のおよび政治的権利に関する国際規約 (ICCPR) の第 2 条 1 項を参照。
- (123) ボン合意、セクション II (ii)。
- (124) 1976 年刑法の第 275 条は、公職者による拷問を犯罪と規定しているが、上述したように非国家主体による拷問は処罰に対象にしていない。
- (125) 結婚法第 32、35 条。
- (126) アフガニスタンは ICCPR (1983 年 4 月 24 日); CRC (1994 年 4 月 27 日); CAT (1987 年 6 月 26 日); ジュネーブ諸条約 (1956 年); ローマ規程 (2003 年) などを批准した。ICC (国際刑事裁判所) に関するローマ規程の締約国として、アフガニスタンは国際犯罪の加害者に法の裁きを受けさせる義務を負っている。被告の権利を含めたローマ規程に記されている基準は、あらゆる裁判所や法廷が犯罪者を起訴する手続きに入る前に順守されるべきである。またアムネスティ・インターナショナルはアフガニスタンに対し、裁判所との効果的な協力体制を確かなものにする為に、国内法にローマ規程を盛り込み、他の必要な法律を成立させるようアフガニスタンに要請した。
- (127) ICCPR 第 3 条に関する人権委員会一般的勧告第 28 号および第 2 条に関する人権委員会起草勧告の意見。
- (128) 女性に対する暴力に関する国連特別報告者の報告、1996 年 2 月 (E/Cn.4/1996/53, at 45)
- (129) 国家がある条項を遵守しない、もしくは限定された範囲内のみにおいて、または自

らの解釈によってのみ条項に従うと宣言する法的声明。

(130) 一般的勧告第 19 号、第 11 会期、1992 年。

(131) 子どもの人権委員会。例えば、ブルキナファソに関する委員会の最終意見 CRC/C/15/Add. 19 (1994)、第 8 項、中央アフリカ共和国 CRC/c/15/Add. 138 (2000)、第 46 項、バングラディッシュCRC/C/15/Add. 221 (2003)、第 61 項を参照。

(132) ローマ規程 7(1) (g) 8(2) (b) (xxii)、8(2) (c) (vi) を参照。

(133) 第 7 条(1) (h)。

(134) 2005 年 4 月バダフシャーン州ウルグ出身のアミナは石打による死刑を宣告された。その宣告を出したのはその地方のウラマー（宗教評議会）である。ウラマーはアミナを姦通罪で有罪にした。彼女と姦通したとされる男性は鞭打ちを受けた後、釈放されたという。アミナは最初住民たちによって石打にされたが、その後彼女の家族によってどこかへ連れられて殺されたと伝えられた。地方警察の捜査は進行中で、アムネスティ・インターナショナルはアミナの家族数人とウラマーの代表が逮捕されたことを知った。しかし彼らが実際に起訴されたか、若しくは今も拘禁されているかどうかはわかっていない。